

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名議員の指名	3
一般質問	3
11番 小渕 洋一郎 議員	3
1 本町の一般競争入札における低価格調査及び最低制限価格について	
2 m o b i の実証運行から今後について	
12番 高久 時男 議員	21
1 附帯決議・附帯意見に対する町長の認識について	
2 職場環境改善事業のフリーアドレス化について	
3 荒川静香氏の記念モニュメント設置について	
2番 阿部 彦忠 議員	38
1 （旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について	
2 コンプライアンス違反について	
7番 金萬 文雄 議員	58
1 下水道及び合併処理浄化槽の整備について	
2 利府町版m o b i の利便性向上について	
8番 土村 秀俊 議員	76
1 ふるさと納税事業の取り組みについて	
2 学校給食の取り組みについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

令和7年6月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保健福祉部長兼地域福祉課長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
上 下 水 道 部 長	川 口 優 君
会 計 管 理 者	千 田 耕 也 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
教育部教育総務課長 兼給食センター所長	小野寺 厚 人 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事	務	局	長	太	田	健	二	君
議	事	係	長	戸	石	美	佳	君
主		査		鈴	木	則	昭	君

議 事 日 程 （第2日）

令和7年6月11日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 皆川祐治君、7番 金萬文雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

11番 小渕洋一郎君の一般質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

〔11番 小渕洋一郎君 登壇〕

○11番（小渕洋一郎君） おはようございます。自由民主党、虹の小渕洋一郎でございます。

令和7年も6月となりまして爽やかな季節となりました。昨年12月の一般質問で申し上げた特殊詐欺対策撃退機能付き電話機の購入助成については今年度から予算化していただき、また、带状疱疹ワクチンの接種についても国が定期接種に指定していただきました。当局の努力に感謝申し上げます。

本定例会では、2点通告しておりますので質問していきます。

1、本町の一般競争入札における低価格調査及び最低制限価格について。ちょっと長くなりますけれども。

一般競争入札においては、地方自治法施行令167条の10第1項で、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格に

よってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる」と規定しております。

また、同条2項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる」と規定しております。

とても長いんですけども、いわゆる第1項は低入札価格調査で、第2項については最低制限価格について言われております。本町においても、低入札価格調査の基準価格、または最低制限価格を適切な水準で設定していることにより、ダンピング受注の排除を図ることが重要と考えるので、以下について伺います。

（1）本町は、低入札価格調査を実施しているか。実施しているとしたら、どのような場合にこれを実施しているのか。町の運用について伺います。

（2）本町は、最低制限価格を設定して一般競争入札を実施しているか。実施しているとしたら、どのような場合にそれを実施しているか町の運用について伺います。

2、m o b i の実証運行から今後について。

地方公共交通の主体となっている路線バス、町民バスが利用できない地域及び時間帯で、車で移動のできない方々、他の交通手段のない方々にとって、本町が2023年11月から始めた利府町版m o b i プロジェクト実証運行は、地域の足となっております。昨年12月から運行エリアも拡大され、より便利になったと考えます。実証運行から得られた成果と問題点を鮮明にして改善を加えて、m o b i を町民の第三の交通手段となるように、以下について伺います。

（1）実証運行開始から最近までのm o b i の利用者の状況はどうか。

（2）エリア拡大によって利用者が増加したか。

（3）m o b i の1車両を1か月間運行するためにかかる経費は幾らか。

（4）m o b i を利用する問題点として、予約ができない、または、迎えに来る時間が読め

ないという感じですが、改善点はあるか。

（５）アンケート調査を実施しているが、利用者からの声を反映しているか。

（６）今後、m o b i の事業をどのように進めるのか。

以上伺います。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

１の本町の一般競争入札における低価格調査及び最低制限価格について、２のm o b i 実証運行から今後について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小渕洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の本町の一般競争入札における低価格調査及び最低制限価格についてお答え申し上げます。

まず、（１）の低入札価格調査の実施状況についてでございますが、建設工事に係る総合評価落札方式による一般競争入札において入札額が予定価格以下で、かつ調査基準価格を下回る入札があった場合に、契約の内容に適合者履行の可否を判断する低入札価格調査を実施し、落札者を決定しております。

次に、（２）の最低制限価格を設定した一般競争入札の実施状況についてでございますが、工事に係る条件付一般競争入札において最低制限価格を設定しており、入札額が予定価格以下で最低制限価格以上の入札の場合は落札者として決定しますが、最低制限価格未満の入札の場合は失格となるものでございます。

なお、入札制度につきましては、法改正や国、県からの要請に基づき、適宜見直しを実施しているところであります。今年の４月には、随意契約基準額の見直し、先月には週休２日工事の本格導入を行っております。また、来月には一般競争入札の対象範囲の見直しや、さらなるダンピング受注の防止に向けた見直しを実施することとしております。

次に、第２点目のm o b i の実証運行から今後についてでございますが、（１）と（２）は関連がありますので一括してお答え申し上げます。

利府町版m o b i の利用者数につきましては、令和５年１２月から令和６年３月までの月の平均利用者数が約７８０人であったのに対し、利府駅やスポーツイベントでのプロモーション、また町内の商業施設など各分野の事業者との共創事業の展開により、令和６年４月から１１月までの月の平均利用者数は約１,０７０人まで増加しております。

また、令和6年12月1日の実証運行エリアを2キロメートルから3キロメートルに拡大しており、その結果、令和7年3月末までの月の平均利用者数は約1,360人に増加しているところでございます。

次に、（3）のm o b iの1車両を1か月運行するためにかかる経費についてでございますが、運行委託料及び運行支援業務委託料から算出しますと、1台当たり約265万円となっております。

次に、（4）の予約ができない及び迎えに来る時間が読めないなどの改善策についてでございますが、利用者アンケートでも同様の御意見をお寄せいただいております、予定といたしましては、今年の9月から事前予約システムを導入し、利便性の向上を図ることとしております。

次に、（5）のアンケート調査による利用者からの声の反映についてでございますが、令和5年度及び令和6年度に行った利用者アンケートでは、保育園の送迎にm o b iを活用したい、m o b iの車両が分かりにくい、自分の住む地区もm o b iのエリアに入れてほしいなど、様々な御意見をいただいているところでございます。

これらの課題を解消するため、昨年の10月から車両が目立つように黄色のステッカーへ変更したほか、令和6年12月1日からは、かねてから要望が多かった神谷沢地区、野中地区、春日地区などを新たに加え、運行エリアの拡大を図ったところです。あわせて、利府おおぞら幼稚園や、ぺあくる等の子育て支援施設を乗降ポイントに加えるなど、利用者の御意見を基にサービスの改善を図っているところでございます。

最後に、（6）の今後m o b iの事業はどのように進めるのかについてでございますが、実証運行中において、利用者数、収支率、利用者満足度などの向上を図るとともに、他の公共交通機関への影響等についても検証を行い、本格運行に向けて利府町地域公共交通会議及び利府町版m o b iプロジェクト推進協議会において慎重に議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは順次、再質問をしてまいります。

6月9日月曜日、つい先日のことなんですけれども、午後からの参議院決算委員会において、地方の企業にとって官公需の拡大が必要との趣旨で石破総理大臣が低入札価格調査制度及び最低制限価格調整制度について、特別な理由のない限り運用徹底していくと言及されておりました。低入札価格制度とは、入札前に設定される調査基準価格を下回る金額で行った者について、

その価格により使用内容に適合した履行がなされているか否かを調査し、適切な履行がなされ
ると判断したときに、その者を落札者とする制度です。本町において、復興関連事業が一段落
した令和4年から昨年までの3年間で低入札価格調査を実施した事例はあるか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

低入札価格調査を実施した件数でございますが、令和4年度は1件、令和5年度は3件、令
和6年度は4件となっております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 低入札価格調査をそれぞれやっているということなんですけれども、
一般的に予定価格の100分の70から100分の90の範囲で額の調査をすると言われております。宮
城県でも同じ率で実施しております。本町もこれらを準じて行っていると思いますが、本町が
公開している総合評価落札調書では、令和4年度利道改第5号新中堀新川崎線道路改良工事に
ついて、入札予定価格3億1,999万5,000円、落札価格2億3,000万円、落札率71.9%での契約が
ありました。この事例について、町としてどのような処置を取ったかお答え願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、本町における低入札価格調査の基準としては国交省等が定める、中央
公共工事契約制度運用連絡協議会で定めております基準モデルに準拠して、そのパーセンテー
ジを定めているものでございます。先ほど実事例が挙げられました工事でございますが、こち
らにつきましては低入札価格調査におきまして、その積算の内容に合理的な根拠、理由とあと
根拠となる資料が示されたことから、契約に際し問題なしと判断しまして落札を決定した後に
仮契約を行い、議会の議決を得た後で本契約に至っているものであります。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） しっかり手順を踏んでおられるようです。低入札価格調査で問題なし
と判断した場合、工事等について瑕疵担保責任、現在では契約不適合責任期間というふうに言
われておりますけれども、それを設定しておりますか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

そうですね、私が担当していた、担当というか昔やっていたときは瑕疵担保とか、瑕疵とい

うような言葉でありましたが、これが2020年の民法改正によって契約不適合責任ということと、契約不適合責任期間ということで契約約款のほうに定めておりますので、もし契約にそぐわない内容があった場合、工事の目的物の場合は2年以内、設備機械本体等の場合は1年が経過する日、住宅の場合は10年というようなその契約不履行責任の期間が明示されております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） しっかりやられているようです。低入札価格調査では、主な項目として当該価格での応札が可能になった理由、その入札価格が当該工事で安全で良質な施工が可能となる理由及び入札価格の内訳書、設計図で定めている資料及び数量となっているか、単価は適切か、安全対策は十分か、合理的な管理費が計上されているかなどを調査していると思いますが、令和4年度以降、令和6年の3年間で低入札価格調査を実施して失格となった、失格、駄目だという事例があったら教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

過去3か年において失格になった事例はございません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、低入札価格調査に至らない入札額の措置として失格基準価格があります。予定価格の100分の65に乗じて得た補正值を乗じた額と言われており、一般的には67.4%と言われております。本町では設定していないと伺いましたが、なぜ設定していないのか当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

先ほど小渕議員の質問の内容にもございましたが、震災から14年が経過しております。震災当初は公共事業の発注、復興復旧事業が多くありましたので受注率というのは90%台、もしくは、落札いただけないケースも多々あったと記憶しております。14年が経過しまして公共事業の発注件数が減っていることが大きな要因だとは思いますが、入札が激化しております。やっぱり参加人数も、参加事業者さんも増えておりますので、そういう中でこれからどうしていくかということにはなろうかと思えます。これまでのその3か年の受注率でございますが、令和5年で84.1%、令和6年度で83.1%。これが総合評価による落札率でございます。ただ、中には先ほど質問にありました70%台の受注落札率というものもございますので、今後その辺につ

いては失格基準価格を設けるなど、町長の答弁にもあったとおり、適宜見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 失格基準価格の設定についてはぜひ検討され、設定されるようにしていただきたいと考えます。

次に、最低制限価格について。最低制限価格制度とは、公共事業の入札において工事の品質維持のために適正な価格を設定することを目的としております。具体的には、公共工事の発注者が入札の最低ライン価格、つまり最低制限価格を設計して、それよりも低い金額での入札を全て失格とします。最低制限価格を導入する目的は、不当に安い価格での取引を阻止することで、つまりダンピング対策でございます。全国建設業協会が出している都道府県、政令指定都市及び県庁所在地の最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況を見ても、75%から92%の範囲で設定しております。本町の場合も同様に執行していると理解してよろしいでしょうか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

議員御質問のとおり、その範囲の中で最低制限価格を設定しているということになります。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 最低制限価格を設定することによってダンピングを防止する、ダンピング受注は工事の手抜き等を招くことにより、その品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不適當につながりやすい、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となっております。建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発展を阻害するものであるからこれを防止する必要があると考えますが、当局はそれを認識しているでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

議員御質問のとおり、それにつきましては国、県等でも再三検討されているところでございます。そういったものがないように本町におきましては、入札時に積算内訳書の提出をしていただきまして、人件費、材料、その他経費、適切な措置がされているかというものを確認するようにしております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 利府町の場合、しっかりやっていると私は認識しました。令和3年度から昨年度の本町の一般競争入札を見ると、年間大体7件前後、落札率は82%で推移してありました。この間の総合評価落札調査を調べると、令和3年度の利府町工第4号は予定価格の75.91%、令和5年度の利道改第11号は予定価格の76.68%及び利農第2号は予定価格の75.48%という落札率で契約をしておりました。いずれも本町が定める75%以上の契約でありましたが、本町が設定する基準ぎりぎりの落札率と思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

最低制限価格につきましては先ほども申し上げましたとおり、その発注の工事ごとに定めるものであり、先ほど議員がおっしゃったその75%、76%、75.4%というのはその基準以上というふうに考えておりますので特段問題ないというふうに捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 当局は問題ないと捉えておりますが、今言った落札率については、一般的に低いと言わざるを得ません。最低制限価格をもう少し引き上げて質のよい工事を取るようにはしていただきたいと考えます。当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

先ほど町長のほうからの答弁にもございましたとおり、これにつきましては毎年見直しをかけているものでございますので、国の指針、県の方針等に基づきまして、その必要性に応じて適宜見直しをかけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 5月29日付の日刊建設新聞に、利府町防災協は要望という記事が掲載されておりました。その内容は、企業経営が維持できる工事を確保するためにも、地元企業優先発注や最低制限価格の引上げなどを求める要望書を町に提出したという記事でした。要望書の柱3項目は、低入札価格制限に失格基準価格の設定や最低制限価格の引上げ、地元企業の積極的な活用と優先発注、上下水道工事に関する工事促進などとありました。地元企業が公共工事を受注すれば、企業の収益が税金として町に戻ってきます。地元企業の経営が順調で健全であれば、その企業に雇用が生まれ、人口増へとつながると思います。町の経済は好循環となる

と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

議員御質問のとおり、失格基準価格の設定や最低制限価格の引上げを行った上で地元企業を積極的に活用し、優先発注することで好循環が町に生まれるということは承知しております。

しかし、町が発注する工事は土木、建築、電気、先ほども質問の内容でありました官公需など様々な工種が存在することに加えて、設計金額や発注の規模等によって、その品質や施工の確実性を確保するために定めている入札参加資格要件が異なるものでございます。そのため、発注する工種や規模によっては、それを満たす町内事業者が限られてしまう場合などがありますし、町内施工可能な事業者がいない場合などもございますので、引き続き入札の公平性や透明性、品質の確保をしつつ、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、これを担う企業さんが健全な発展に町のほうが貢献するように、バランスの取れた入札の執行ということをやってまいりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では続きまして、m o b iの実証運行から今後について、再質問をしていきます。

なお、m o b iの運行については、来年4月には実証運行から本格運行に移行する判断をする時期と考えておりますので、今回のテーマとして扱っております。

2、m o b iの実証運行について再質問していきますが、令和6年度の利用者約1万4,000人、一日当たり約38人、週平均269人、月平均で約1,070人ということでした。2車両で運行していることを考えると、午前8時から午後7時の11時間運行して、1車両当たり一日19人、稼働時間の割には利用者が少ないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、利用者につきましては増加傾向にはございますが、利用者数につきましては議員御指摘のとおり収支率から見ても十分とは言えない状況ではございます。今後さらなる利用者数を増やすため、利便性の向上に進めてまいりたいと考えております。なお、今回、m o b iを当初導入した11月から、令和5年の11月から導入しているわけですが、その当時の利用実績につきましては1か月当たり大体30人から35人程度で推移をしております。

す。12月以降のエリア拡大によって、利用者人数につきましては一日当たり40人から多いときですと約50人ほどまで増加している状況でもございますので、今後もいろいろとエリア、乗降ポイントなどを考えながら利便性の向上等に努めて、収支率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 先ほど部長が答弁された一日40人もしくは50人という数については、2台運行しての数ですね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

2台で一日当たりということになります。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、白紙的に考えて2台で40人ではなく、1台当たり40人利用することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

先ほど町長からの答弁にもございましたが、確かに収支率等を上げるために利用者人数を向上させるということが必要だと思います。そのようなことから事前予約システムを導入し、新たに導入いたしまして利便性や乗り合い率の向上を図って、さらなる利用者の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 事前予約システムを導入していくという話でありましたけれども、まず、m o b iの登録者を増やすことかなと。また、利用されない、または利用者が増えない原因を把握し改善を図ることだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 確かにm o b iの利用者について、まず利用者を増やしていくということとあと登録等のサポートを行いながら、今後の利用者の増加にも努めてまいりたいと考えておりますし、さらなるアンケートとかで出ている内容についても精査をしながら、さ

らなる利便性の向上に努めて利用者の増加を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（２）のエリア拡大について伺ってまいります。

エリア拡大により、一日当たり35人から約44人、週平均にして248人から312人、月平均で約1,073人から1,360人となり、いずれも27%増という結果が出ております。これらを考えると、現在m o b i が運行していない地域へのエリア拡大を視野に入れば利用者増が見込めると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かにエリアを拡大、まず当初の2キロから3キロに拡大したことによって、その効果といしまして利用者が増えたということもございます。ただ、今後のさらなるエリア拡大につきましては、利用者は確かに増える傾向になってくるとは思います。しかしながら、今現在2台で運行している状態を考えまして、乗降ポイントの移動距離やエリア拡大をすることによって移動距離が増えること、伸びること、あと待ち時間が増えるなどの問題点も想定されることから、実証運行期間中につきましては、効率性、収支率、他の公共交通機関への影響等を考慮しながら慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 現在m o b i を運行していない団地、葉山団地があります。葉山団地までエリアを拡大する、視野に入れるということは、やはり部長が言われるように葉山団地から利府中心部までの移動距離から起こりうる、利府中心部のm o b i の台数がなくなってしまう、そして待ち時間が長くなってしまいうという問題点が出てきますけれども、葉山団地までのエリア拡大、視野に入れられないでしょうか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 先ほどもエリア拡大については答弁させていただきましたが、葉山地区を新たに運行エリアに加えるとなると、現在、運行エリアの3キロから大体6キロ、約6キロ程度と約倍になるということが考えられ、6キロとなっておりますので、先ほども申し上げたとおり移動距離が延び、待ち時間が長くなることがやはり想定されますので、慎重に

検討する必要があると考えております。

また、東部地区につきましては現在、公共交通に関するアンケートを実施しておりますので、そのアンケート結果を踏まえて東部地区に適合した交通モードを今後慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今、部長の答弁がありました東部地区に関する交通モードという言葉が出てきておりますけれども、具体的にどういうことを言われているのかお答え願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 今現在、お答えできる交通モードとしての明確な答えは持っておりません。ただ、そのアンケートの中で、皆さんがどのようなものが必要なのか、乗り合いなのか、定時定路線なのか、例えばタクシーとかについてなのか、こういったものを必要としているかということを今調査をしておりますので、その調査結果を見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ぜひ葉山を見捨てないでほしい。エリアを拡大していく上で、もうとにかく空白が出てしまう、待ち時間が長くなってしまうというようであれば、現在2台で運行しているm o b i を3台に増やすとかいう手段もあると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 確かに3台を運行するとなれば、そういった問題も解決するとは思われます。ただし、3台で運行するとなるとさらなる経費が必要となっております。また、増台することによって先ほども申し上げましたが、他の公共交通事業者への影響も考慮する必要がありますので、実証運行期間については慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（3）のm o b i の1車両、1か月運行するためにかかる経費について、経費的なことについて質問してまいります。一月265万円かかると言われております。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、利用者が1か月約1,359人と言われております。2車両での運行など、1車両での利用者を考えてみますと680人、1か月680人です。m o b i

の車両の収益を考えると、回数券利用で250円、または1回利用の300円で、一月700人の方が乗ったと想定して17万5,000円から21万円となってしまいます。公的機関が営利を追求すべきではありませんが、今後、m o b i の持続可能な運行を考えると、やはり追求せざるを得ないと思います。町としても財政負担が増大しないようにm o b i の運行をして収益を上げる努力が必要と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

利府町版m o b i につきましては、まず目標として町民バスの収支率と同等の12%を目標に掲げております。その目標の達成に向けて今後は、先ほども申し上げましたが、利便性の向上を図る上で、を目的としまして事前予約システムの導入や、新たに運行エリア内での乗降ポイントを増設するなど、さらなる利便性と乗り合い率の向上を図って収支率の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） m o b i を運行するに際して、費用が1か月約1台で265万円かかる。

これは町の貴重な財源や国庫補助金を費やすわけなので、利用者の拡大をしっかりとやって収益を上げていただきたいと思います。このままだとこの計画は破綻してしまいます。当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） まず実証運行中におきまして、そういったいろいろな問題点を検証しながら目標の収支率を達成できるよう努めてまいりたいと考えておりますし、新たに国、県とも情報交換しながら、新たなm o b i の運行に係る補助金などを探りながら今後も進めていきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（4）に移りたいと思います。

m o b i を利用する問題点として私が感じていることは、予約ができない。また、迎えに来る時間が読めないということを感じておりました。先ほどから事前予約システムの導入ということをおかれておりましたが、この事前予約システムとは今までの予約システムとどの

ように違うのか、どのような改善をしているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今現在のシステムについては、今からこのポイントでということでの予約になってくると思いますが、今考えている事前予約システムというのは、あらかじめ今想定しているところではございますけれども、前日ぐらいまであらかじめ予約を入れていただくという。それで利用していただくという形で、今想定をしております。ただ、ほかの自治体、m o b iを導入している自治体のほうでも先行して予約システムを入れた、事前予約システムを入れた事例もございますので、そういったところを参考にしながら、何日前の予約、事前予約がいいのか、ちょっとその辺も検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） この事前予約システムを導入することを考えると、やはり現在の2車両体制だと無理があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに、1台が予約に使用されるという形になると難しいのかなというところも、私たちも想定はするところではございますが、今現在の稼働率から見て、こういった予約システムを入れても稼働ができるんじゃないかというところに鑑み、今回そういった予約システムを導入していくということで検討をしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今年9月から導入するという話でありますけれども、1か月先の予約とは言いませんけれども、2ないし3日前に予約ができると計画的に行動ができる。できてとても便利になると考えます。私が今までm o b iを利用して感じたことは、m o b iが迎えに来る時間が全く読めないということです。調べてみると、2車両で運行しておりますけれども、m o b iを呼ぶ、2車両で運行しておりますけれども、その状態であればm o b iを呼んでも比較的早く迎えに来てくれます。しかし、運転士さんが休憩時間となった場合が重なると、m o b iが1車両で運行しており、呼んでも40分待ち、50分待ちという状態になってキャンセルをせざるを得ない状態が発生しております。運転士さんを3人体制にしてローテーションを組

み、休憩時間でも常にm o b i を2車両で運行させることが緊要と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

現在のm o b i の運行につきましては、運転手のローテーションにつきましては、運行事業者のシフトに基づきm o b i の運行を実施していただいております。運行事業者におきましては、運転手不足という問題点や法律に定められた運転手の休憩時間などがございますので、運行する上では様々な基準などがございます。今後も運転手のローテーションの見直しを含め、実証運行期間中において、そういった問題点を検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 運転士さん3人でローテーション組むのなかなか難しいということであれば、人件費、あと効率性を考えてm o b i の予備車を含めた3両ということを伺っておりますので、3両で運行するように実証運転期間中がございますけれども、3両で運行するようになれば今まで申し上げた予約待ち時間の問題など大幅に改善できると考えますが、3車両で運行する考えはないか当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

3台で運行するに当たっては、今現在、お支払いしている、委託をお願いしている部分につきましては2台分の金額でございます。1台は予備ということで、何か起きたときの車両ということになりますので、その3台をフル稼働にするとすれば、やはり経費の増大につながってまいります。かつ、先ほどちょっと答弁申し上げましたけれども、3台にすることによって他の公共交通事業者への影響もいろいろと出てきますので、そういったところも考慮する必要がございます。ですので実証運行期間中につきまして、さらに慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（5）のアンケート調査について入っていきたいと思います。

エリア拡大によって、先ほど述べたように増大している、また事前予約システムを導入することによって解消されていきますよということでありましたけれども、アンケートで浮き彫り

になった諸問題の解決につながるのは、やはり3両体制かなと思います。ただ、この中でアンケートには出てきたかはちょっとこれは分からないんですけども、よく聞く話が、高齢者の場合スマートフォンで申込みできない、アプリ使って申込みできないんですよ。また、電話かけて申し込むけれども、1回の決済、ワンタイムプランという形で毎回払っているという。スマートフォンによる回数券の購入ができない高齢者のために、回数券を、回数券ですね、6枚つづりの、これを販売するようにしたら、やはりもっと利用者も拡大できると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 今、実証運行の中でそういった問題点も確認しながら、今後のさらなる利便性の向上に努めてまいりたいとは考えております。今、m o b i につきましては全国一律のシステムでやらせていただいているのが現状でございますので、改めてその回数券等を今回、実証運行期間中に実施するというのはかなり難しいのかなということで、担当では思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 実証運行中難しいということであれば、これが実用運行になった場合に、やはり回数券というものは再びm o b i を利用してもらえるつなぎになります。リピーターとなっただけのツールと考えます。回数券の販売を、例えば役場、保健福祉センター、文化交流センターのリフノス等で販売してはいかがかと考えますが、これは本格運行になってからの話なんですけれども、検討願いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） その回数券の利用につきましても、今後さらに慎重に検討を進めて、何がいいのか、何が一番皆様にとってどういった利用形態がいいのかというところも含めまして、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、最後の（6）の今後のm o b i の事業について伺っていきます。

令和5年度末からm o b i の実証運行を開始して、エリアを拡大して利用者が増えつつある現状を考えると、実証運行での問題点が見えてきております。今言ったように出てきております。問題点、課題を解決して本格運行に移行すべきと考えますが、いろいろ交通委員会なんか

で諮らなければいけないというところでもありますけれども、今思っている当局の見解について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 今、出ている問題点等は先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、まず、アンケート調査の結果そういった問題点がいろいろ出てきて要望等もございます。そういったところについては、例えばエリアの拡大とか、あと乗降ポイントの追加など、あとm o b iを知ってもらうようにm o b iのステッカーを黄色にするとか、見てすぐ分かるような視覚にも訴えるような形でm o b iのステッカーを替えるという形でやっております。そういったところも踏まえて、いろんな問題もございます。それを今の実証運行中に私たちのほうでは検証していきたいと思っておりますので、いろいろと御不便なところもあるかとは思いますが、あくまでもほかの公共交通の補完的モードということで交通モードということもございますので、今後そういった問題点を検証しながら実証運行中に何とか検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 高齢化社会が進む現状を考えると、今からm o b iは第三の足となり得よう、財政を圧迫しないように持続可能な交通手段となるように取り組んでいただきたいと考えます。例えば、町民バスを全くやめてしまって小回りのきくm o b iに全面入れ替えるというような大胆な発想で進めるべきとも考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） まず、町民バスのみならず、路線バスもでございます。今、御指摘の町民バスをm o b iに替えるということも確かにそれは案としてはあるかもしれませんが、やはり町民バスは町民バスを求めている方もいらっしゃいます。かつ、町民バスにつきましては、公共交通の空白地帯、地域を巡回するバスということで利府町では今、東部と西部ということで2路線を設定して町民の方の利便性を図っていききたい、図っているところではございますが、それぞれの利用したい交通モードというのはいろいろあると思っておりますので、できるだけm o b iにつきましては先ほども申し上げましたが、あくまでも補完システムということで町は捉えておりますので、今後もそういった形で進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 町民バスについては、公共交通の空白地帯をカバーするということですが、m o b i でも可能だと思いますね。そしてm o b i を全面的に配置することになれば、かなり利便性が向上するというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

町民バスにつきましては、ある程度大量に一度に移動ができる。m o b i につきましては、マックス12名ということになりますので、東部路線、西部路線も含めて町民バスについては朝がかなり乗降客の方が多い状況でございます。あと、かつ、お昼時なんですけれども東部路線のほうを使って午前中に生協で買物をして、役場前から東部路線によって帰るという方々もかなりお見受けしますので、やはりその輸送をするに当たってはその町民バス、m o b i もそうですけれども、それぞれの目的等がございますので、その目的に沿った形でそれぞれを運行していきたいという形では考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それぞれの用途が違うわけであるから、町民バス、m o b i 、そして路線バス、コンビニエントやってコンバインドっていうんですかね、複合的に運用していただきたいと思います。宮城県川崎町では、町民の自宅、町内の公共施設や医療機関などを結ぶデマンド型乗合交通の試験運行を9月から開始するとのこと。県内では名取市、富谷市、岩沼市等がA I を活用したデマンド交通を始めております。また、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金が地域に合った移動の仕組みづくりとして、地方都市、山間地域を中心に、高齢化、過疎化、経済規模の縮小により交通機関の減少が進んでいる地域での実情に合った移動の仕組みを提案しております。その中で、岡山県久米南町A I 乗合タクシー「カッピーのりあい号」の事例がありました。結構経費も安価にやっているようです。今後、これらを御参考にされ、利府町版m o b i の発展につなげていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、11番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時ちょうどとします。

午前10時56分 休 憩

午前11時01分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 12番高久時男でございます。4分の休憩って厳しいな、おしっこできませんでした。

今回の質問は3問あるんですけれども、3問とも町長の所信や政治姿勢、行政手法を問うものです。真摯な答弁を期待しております。それでは質問に入ります。

1、附帯決議・附帯意見に対する町長の認識について。

議会が議決する附帯決議・附帯意見に対する町長・副町長の認識に疑義があるので確認したいと思います。附帯決議・意見とは議案を審議し、可決した後に議会が議案につける意見・要望であります。町長・副町長の認識は違うようです。議会と当局の認識が違っていれば、今後の議会運営に支障を来すため伺います。

（1）町長・副町長は議会が提出する附帯決議・附帯意見をどのように認識し、理解しているのでしょうか。

2、職場環境改善事業のフリーアドレス化について。

職場環境改善事業で秘書政策課を先行的に改装し、効果検証を行うとの計画ですが、フリーアドレスについては時期尚早だと思います。他自治体や企業の運用結果を見てからでも遅くはないと思います。そこで伺います。

（1）議会として職場環境改善事業に対しては附帯意見を出しておりますが、その後の計画に変更はあったのでしょうか。

（2）令和3年度から検討を進めてきたと言っておりますが、議会にはその間、何の相談も報告もありませんでした。報告すべきではなかったのでしょうか。

3、荒川静香氏の記念モニュメントの設置についてです。

当局が計画していた荒川静香氏の記念モニュメントが企業版ふるさと応援寄附金で設置できたことは大変喜ばしいことだと考えております。寄附していただいた企業の関係者の皆様には御礼を申し上げたいと思います。今回、現物寄附とのことで伺います。

（1）現物寄附に至った経緯を説明してください。

（2）寄附の申出はいつだったのでしょうか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1の附帯決議・附帯意見に対する町長の認識については、町長。2の職場環境改善事業のフリーアドレス化については、町長。3の荒川静香氏の記念モニュメント設置については、教育部長。

初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の附帯決議・附帯意見に対する私と副町長の認識に関する御質問につきましては、一般質問にそぐわない内容であるため答弁は差し控えさせていただきます。

次に、第2点目の職場環境改善事業のフリーアドレス化についてお答え申し上げます。

まず、（1）の附帯意見を頂いた後の計画変更についてでございますが、大きな変更はございません。予算審議の際にも御説明申し上げましたとおり、一部の執務室をモデルフロアとして先行的に改装し、効果を検証した上で、ほかの執務室へ広げていく考えでございます。最近の職場環境改善の動向として、一人一人が心地よく健康的に過ごせる環境をつくるウェルビーイングという考え方もございますので、フリーアドレスだけを最終目標とするのではなく、働きやすさと生産性向上の両立ができるような職場環境の構築を目指してまいります。

また、附帯意見の中で職員が求める真の職場環境改善をさらに精査するように求められておりましたが、現在広く職員の意見を募るため、全職員を対象としたアンケートを実施しているところでございますので、今年度の職場環境改善事業におきましては、すぐに検討が必要なもののや段階的に時間をかけて検討すべきものなどに分類し、可能なものから対応を進めてまいります。

次に、（2）の議会への相談や報告がなかったことについてでございますが、今回の職場環境改善事業については、通常行っている執務環境の改善や事務の改善と同様のものと捉えているため、議会への相談や報告が必要なものとは認識しておりません。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

第3点目の荒川静香氏の記念モニュメント設置についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

御質問の現物寄附に至った経緯と寄附の申出時期についてでございますが、昨年12月に今回

御寄附を頂きました成和産業株式会社様との情報交換を行っていたところ、モニュメントが話題となり、町が掲げるスポーツのまちをさらに推し進めるためにも荒川さんの功績をたたえ、次代を担う子供たちのチャレンジ精神や夢や希望を育てたいという町の方針に御賛同いただき、このたびの企業版ふるさと応援寄附金の現物寄附に至ったものであります。

今回のモニュメント設置を契機に、荒川さんの偉大な功績を改めて後世に伝えとともに、文化交流センターリフノスの新たな記念スポットになるものと考えております。これから多くの来館者に親しまれ、利府町のシンボル施設として成長を続け、より一層多くの皆様に愛される施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） まず1問目からと言いたいところなんですけれども、一般質問にそぐわない内容であるためということです。これ町長が決めることじゃないんじゃないかと思うんですが。議会議員には、執行機関に対して所信をただし、政治姿勢を明らかにし、政治責任を明確にする義務と責任というものがあるんです。一方、執行部には、明確な合理的理由がない限り、答弁拒否はできないことになっているんですけれども、町長。その辺、機嫌を直して答弁してもらえないですかね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 機嫌を直すって、私は別に機嫌悪くないんですけれども、ちょっとそこら辺がなぜ機嫌悪いか、いいかが関係あるのかなというのがちょっと疑問ですが。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 質問されたんだね、俺今。別に心情的に問題がないんであれば、何もこの内容で答弁拒否できるような内容でもないと思うんで、ぜひ答弁してほしいなと思います。何でこんな質問するかっていうと、1月の臨時会なんですけれども、私がこの附帯決議の動議を出した際、出そうとした際、町長、副町長も常軌を逸したような反発があったわけですよ。通常だったら臨時議会で30分ぐらいで終わるのが3時間以上かかっている。こんなことを繰り返さないためにもしっかりと、はっきり言って附帯決議の定義は決まっているんですよ。附帯決議の定義っていうのは、単純に可決後だから、可決後。可決後に議会が要望・意見をその可決案件に付するものです。なおかつ、意見・要望であるために拘束力はありません。法的な拘束力は。だから別に聞かなくてもいいんですよ。なのに、あの相当な抵抗があった。これが理解できない。

あともう一つは、3月の定例会で附帯意見を出しました。そのときに、町長のほうから不規則発言で反論があったわけです。何で、何でね、検討しますって答えているのに、こんな意見が出るんですかっていう反論があったわけですよ。私はちょっとちゅうちょして、ええ、検討するって言ったのかと思って、それだったらちょっとやり過ぎかなと思いました。ところが、その後、ユーチューブでずっと見てたら、ずっと見ました。そうしたら、あのとき質疑に答弁したのが3人。町長、副町長、あとは総務部長。この3人とも誰も、誰一人として検討しますという言葉は出していないんですよ。町長の反論は、事実には反するんですよ。その辺、もうちょっと議会の重く見てほしいなと思うんですけど、町長どうですか。そこまで言われて、まだ答弁できない。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。今ね、当局からはここにこの回答の中で一般質問にそぐわないから答弁は差し控えたいという今回の回答はありますけれども、今、高久議員からいろいろ質問が出たんですけども、それに対しての当局として何か答えることは全くできないでしょうか。町長。

○町長（熊谷 大君） 1月の臨時議会についてですが、あのときも私どもがお話をさせていただいたのは、執行権の侵害に当たるのではないかというお話をさせていただきました。それに際しまして議運委員長からは、これはやるもやらないも執行部が決めればいだけなんで、載せるだけなんだったら載せてもいいじゃないかという、何かすごい軽い発言が私はそのときにあったと思います。それは議事録には載っておりません。もちろん休憩中の話なので。それを何か私どもが無理やりに興奮したみたいな、そんな感じでそこで質問をされるということに対して、本会議場で議論がなかったことに対して、この本会議場で質問、疑問をぶつけられても私どもは答えるすべがありません。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今まさに、私がこの質問をしている内容そのものを、今町長が発言されたわけですよ。附帯決議・意見は執行権の侵害と思われるという内容です。執行権の侵害なんですか、附帯決議。何回も言いますけれど、これは可決した後に、ああだこうだ注文つけるのは執行権の侵害だって町長は言ったんですよ。可決しなきゃ附帯意見つけられない。否決しちゃうよ。否決したら何考えとるんだっていう話だから。可決した後ですよ。可決した後に、附帯意見をつけて要望・意見を付するんですよ。ただし、要望・意見だから、さっきも言ったように拘束力はありません。だから、あれだけの抵抗を受けたから私もね、だって別にね、必ず

やらなくちゃいけないということないんだから、いいじゃないって言いましたよ、確かに。あの反応がね、何か訳分らない。その後の3月の附帯意見についてもそうだけれど、何であそこまで強硬に反発するのかなってというのが分からない。私の疑問に答えてくださいよ。だから、それとね、その後こういうことも言っていましたよね。この附帯決議の内容であれば……（「まず」の声あり）何、何。何、町長。

○議長（鈴木忠美君） はい、どうぞ。続けてください。

○12番（高久時男君） はい。この附帯決議の内容であれば、修正動議が本筋であるということも言っていますよね、町長。修正動議が本筋だと。後から考えれば……（「どこで発言した内容について」の声あり）何、発言するの。まだ発言求めているから。今から考えれば、修正動議が妥当だったと思っています、私も。ただ、あの動議を出した段階では、執行権を尊重していましたので、まだ時間もあつたし、1月で、1月の末の臨時会で、我々は3,000円の生活支援物資を高齢者に送るんだつたら予算上5,450円あるから1人当たり、5,000円の商品券を送ってくださいっていう要望を上げたわけです。（不規則発言あり）何ごちゃごちゃ言っているのよ。手を挙げてちゃんとやって。私の質問というか話が終わったら。そもそも拒否しているんだから、答弁を。明確な理由もないのに。今考えれば、動議上げたほうがよかったかなと。じゃあはい、町長。町長話したいそうですから。

○議長（鈴木忠美君） では当局、答えられる範囲内でちょっと答えてください。

○町長（熊谷 大君） 今、高久議員がおっしゃっている発言の内容は休憩時間、この本会議場じゃなくて休憩時間で繰り広げられた会話でございます。これは一議運委員長の所感でございます。それが果たしてこの本会議場、全住民の代表を募って本会議場で私どもは町政に関する質疑応答をする場所で、果たしてふさわしいのかということを私は問うていたわけでありまして。これはただの、この議運委員長のぼやきを私たちは本会議場で聞くべきなのかということは議長に私は問いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員ちょっとお待ちください。今、町長からの答弁ありましたがけれども、ただやっぱり高久議員は議事録を御覧になっていろいろこれ質問を組み立てたと思うんですけど、やっぱりその今町長いわく、休憩時間とか個々的に話したやつで、これを議論にしているのか、確かにそれは附帯決議という意見についてのあれは、確かに否定はされましたけれども、今、今日質問しているのは、質問しているのは、これは議事録に載っているやつの中でお話を進めていますか。どうぞ。

○12番（高久時男君） 議事録関係あるんですかね。少なくとも一つの町の首長が、いろんな場所で発言される。何もこの本会議じゃなくても。町長はフェイスブックやっていて、この件に関しては相当主張をされておりますよね、自己正当化のために。私はフェイスブックの、SNS自体が苦手なんで、そういうことは一切していないんですけれども、あれだけの主張しているんだったらここで主張すればいいじゃないですか。どうなのその辺。何も首長の発信っていうのは、何もこの議場でだけじゃないですよ。ただ私は、全て公開の場で議論するべきだと思います。ただ、前回の1月に関しては、何か休憩、休憩で、奥へ行って密室で会議したみたいになってしまった。それは非常に反省しています。本当は全てこの公開の場でやるべきだという話です。だから、その辺も含めて、とにかく何でこんなに嫌なの附帯決議・意見が、そこが分からない。だからその疑問だけ。何回も言うけれど、強制力はないから。何であのときあんなに反発して3時間にも及んでしまったの。休憩、休憩、休憩で。その辺はやっぱり、私も反省しますが、そちらも反省してもらいたいなと。しっかりと、もう定義決まっているから、この附帯決議とは、附帯意見というのは。その定義どおりのものを町長、副町長が認識してくださればそれで十分なんです。どうですか、町長。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、今いろいろお話ししていますけれども、先ほど私お話ししたことに対して、議事録関係ないということがありましたけれども、やっぱりここは議員も、それから傍聴の方もいる中ですから、その中、私は当局をあれするわけではございませんから誤解のないように。ないやつをさもあったかのようにしてやることはちょっとおかしいと思うんですよ。だから私は、あえてもう議論するのは結構ですけれども、それは議事録にあったやつの中からのこの質問をされているのかということを言っているんですよ。ただ、やっぱり休憩時間、個人的に話したやつを今この公の場で議論する場なのか。それだったら場所を変えてやる必要があるのかなという気はするんですけれども、その辺はどう考えますか。私から言うのはおかしいですけど、今聞いている中でちょっとどうなのかなということで。高久議員。

○12番（高久時男君） 私が言ったのは、何もこの議場で話したこと、発信したことが全てではないという話です。あくまでも一つの町の首長ですから、首長はそれなりにSNSを使って発信したりもしているし、その発信の内容もしっかり持っていますから、だからそれに対しての主張があるんだし、その主張どおりのものを今ここで私に返せばいいじゃないですか。私も反論するし、それどうですか。

○議長（鈴木忠美君） もう一度、一応今フェイスブックとかいろんな話も出ましたけれど、ま

ず今日お話ししているのはここであって言う附帯決議・附帯意見書に対しての通告でありますから、そういう範囲をどんどん広げるんじゃなく、その中での当局は今答え出したけれども、それに納得できない高久議員ですから当然質問するんですが、それについては私は執行部が答えるべきだと思っています。やっぱりね、質問をいろいろされるのはいいですけども、今日通告をされた範囲の中でちょっと整理をして簡潔にお願いいたします。高久議員。

○12番（高久時男君） 通告の範囲内で結構なんで、答弁願います。

○議長（鈴木忠美君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

附帯決議・附帯意見に関する御質問でございますけれども、これに関しましては事務的な見解、そして解釈を問うものというふうに認識しておりますので、今回は答弁は差し控えさせていただくということです。

それから、今いろいろ議論の中で1月の臨時会の話が出ておりますが、それに関しては議会運営の問題だったというふうに私は認識しておりますので、その辺については、この議場でいろいろ討論を交わす内容ではないというふうに思っておりますので、ぜひ議会運営委員長というところからの議会運営についてお話をできる機会を持っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ですから、その認識だとこれからの議会運営には支障を来すということを入れていますよね。だから、認識が違ったら議会運営上まずいじゃないですか。こっちの我々の定義、その附帯意見・決議に対する定義があるのに、そちらは違うんだ。さっき町長が言ったように、可決しておいてその後あれこれ注文をつけるのは執行権に対する侵害だっというような認識だったらね、全然駄目じゃない。だからそこを問うているんですよ。どうなんですか。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 休憩中のお話でありますから、ここで本当に本会議場でお話しするのは本当に大変傍聴の方もいらっしゃる中で大変申し訳ないんですけども、議運委員長最後納得していましたよね。納得されてそして皆さん議決を通して1月の臨時会、それぞれの給付なり様々な支援策っていうのを御納得されて議決を私は得たと思っております。それを今、この本

会議場で、あのときはこうだったんじゃないか、町長、副町長がやたら興奮してみたいな話をされても私どもそれは、納得されましたよね。文言を修正しましたよね、一緒に。今後という言葉をつけてはいかがですかというお話をして、それで御納得されて私は議決を経たんだと、議運委員長がうんと言ったんだと私はあのとき思った次第です。なので今こうして本会議場、全町民の代表を拘束して、あのときはこうだった、あのときは認識が違かったって、御納得されましたよね。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 議運の中で、いろいろもみました。それであのときは、もうとにかくもう3時間以上超えていたから、それで議運のメンバーと話したんだけど、そのとき議運のメンバーこういう意見が最終的には多かったです。もうどっちみちやらないんでしょう当局、出したって、いいんじゃないっていうふうな、そういう雰囲気が漂っていて、私はね、俺は納得しないって言ったんだけど、でもね、私ほら、町長にも言われたけれど独裁者って、独裁者じゃないんで。多数決には従うのですね。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 本当に休憩中、ごめんなさい皆さん、本当に休憩中の話をして申し訳ないですけども、独裁者という言葉は、議運独裁という言葉は私は確かに使いました。その後すぐ謝罪をいたしました。その謝罪を受け入れてくれたと思っておりましたが、今それをこの場で使うということは、どういうことでしょうか。どういうことでしょうか。私は謝罪しましたよね。大変きつい言葉を使って申し訳ありませんでしたという謝罪をしましたよね。それを後からまた振り返すように、この本会議場の場で使うということは、どういうことなんですか。

○議長（鈴木忠美君） いや、ちょっと、あのね。この問題はちょっと言うほうとされているほうのあれを聞いていると、やっぱりその会議以外の中での話とか、それらが今出てきているようですから、やっぱりこれは今ここで議論しても私は答えは出ないと考えます。時間かけたってここではね、どこまでがあれだかっていうことで、確かにあのとき、ちょっと私の話も聞いてください。あのときは最終的には確かに今町長言った、今後にという、つけることであのときは全部終わったんですよ。ね、それは分かるね。分かるね。やっぱりそういうのを一つ一つ整理していったんだからさ、そこを今、1月とか3月とか臨時議会とかって遡って、休憩時間、そういう中で話したのまで、ここでやるべき本会議でやるべきじゃない、その辺をちょっ

と高久議員、判断してから質問してください。高久議員。

○12番（高久時男君） 何回も言いますけれど、この1問目のこの質問に答弁拒否しないで素直に答えていただければすぐ終わった話ですよ。だから認識が一緒だったら別に問題ない。認識が違っているようだから、そこを確認しようとしただけです。水かけ論みたいな状況になっていますので、内容は次にしたい、次にというか、いいかなと。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、この件については、だから今日ここでちょっと当局と高久時男さんとの間で意見的に一致しません。一致しません。ただ、やっぱり今後のことを考えたときは、この後に場を持って、ちょっと取りあえずやっぱり調整はしたいと思います。このあれについては、もういつまで議論してもこれは答え出ないと思います。いや、休憩時間の話とか、こうだとかね、そういうことで次に行きたいんですがいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）高久時男君。

○12番（高久時男君） まあ、議論はやっぱり本会議の中であるべきだし、それをお互い今後注意してやっていければなと思っております。

あとじゃあ2番の、職場環境改善フリーアドレス化について。

当初の答弁では、フリーアドレス化だけを最終目的にするのではなくってなっていたんで、ああ、よかったなと思ったんだけど、最終的には当初の計画どおり進めていくような内容の答弁を、今、町長がされました。私はこれ時期尚早だっていうふうに言っているのは、あくまでもお金をかけてまで一部の、この場合、秘書政策課を変えてやって執行するというような内容のものだったので、あのときの質疑でも言いましたけれども、もう少し確定してからでも遅くはないんじゃないかなということです。まだ恐らく始まったばかりで、これがこういう事務職、事務の仕事をするには適しているとか、どうのこうのとかっていろんなものが出てくると思うんですよ。新しいものだからってすぐ飛びつく必要ないと思うし、なおかつそこに1,200万というお金がかかるわけです。だから、もう少し慎重に行ってほしいというのが質問の趣旨です。

あと、この2番目の回答に関しては、ちょっと私は理解できないなと思っています。その令和3年度から検討を進めてきたっていうのが、あのときの質疑であつたんですけど、令和3年、今、令和7年。3年以上ある中でいきなり、いきなりですよ。これは政治姿勢に関する問題なんだけれども、町長のね。1週間前に議案が出されて、そのときにいきなり目にするわけですよ、我々。それで、これで採決しろって言われたって採決する材料とかそういったの持

っていないんですよ。やっぱりそれなりに調べて調査しなくちゃいけないし。それでその後、議運のときに総務企画委員会のほうには調べてくれないかって話しました、どういうものかっていうのを。それもあるし、こういうのが多いんですよ。1週間前の全協でみんなに、我々議員に知らせればその1週間後に採決してくれみたいな話が多いから、だからそれは我々議員も神様じゃないし、分かんないこともあるし、全てに精通しているわけじゃないし、調べる時間が欲しい。そんなこと言ったら過去のことを掘り起こしてまた言われるかもしれないけれど、あの弓道場もそうだね。弓道場も1週間前、いきなり。あれで急遽調査行ったけれども、何町長、黙って聞いていたらいいじゃない。そんな感じですよ。だから、いきなりは困るという趣旨ですよ、この2問目は、（2）は。いきなりね、だって3年もあるんだから。（不規則発言あり）

○議長（鈴木忠美君） 今、はい、ちょっと待ってください。ちょっとお待ちください。はい。続けてください。

○12番（高久時男君） 何か今、妄想って聞こえたけれど。だから、3年も時間はあるんだったら、少なくともその間に今こういう計画をしていますぐらいの、一般企業でいう報連相、そういったものが議会にあったっていいんじゃないの。それが何これ。今事業は、事務改善等と同様のものと捉えていることから、議会の相談や報告は必要ないものと認識している。認識しているんだったらいいんだよ、それで。だけど、我々に議決を求めるんだよ、いずれ、1週間後に。議決を求められるほうの身にもなってみてよ。いきなり出されて、3年もその間に時間があるんだったら何でその間に相談とか、今こういうことを考えていますとか、そういうことがこちらに来ないの。1週間前に出された段階では、こちらにも判断材料がないのよ。はい、じゃあこれは町長に聞きたいな。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。（「町長に聞いている」の声あり）総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

3年時間をかけて、1週間前の全協でこういった予算が出るよということをお知りになったということですが、先ほどの答弁でさせていただいておりますとおり、今回のこの職場環境改善事業については、通常行っている、例えばWi-Fi環境を整備するだとか、そういった執務環境の改善ですとか、あとは事務改善、通常の事務改善、そういったものと同じものというふうに捉えておりますので、特段議会への事前の相談であったり、報告というのが必要なものとは認識してございません。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） だから何回も言うけれども、議決が必要なんでしょう、予算上。議決が必要で議会に諮っているわけでしょう、それを。その判断材料が、我々1週間前じゃ取れないって言っているんだよ。判断できないと言っているんだよ。だから事前に分かっているんだったら相談してほしいということを言っているわけよ。町長、答弁して。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） はい、議運委員長答弁させていただきます。

今までも、恐らくこれからも、この皆様に議案を説明するタイミング、全協というものがございまして、全員協議会。ここで本来ならば、全協で説明するしないも含めて、本会議で議案というものが提出されるものだとは私は思っています。そのときに、1週間前とかそういうものでもなくて、まさしく見て、議員の皆様それぞれの見識、知識、そして判断力で判断をしてもらうというのが筋でございますので、1週間前で駄目であれば、いつですか。ゼロのときからですか。いつ、1年前とかですか。それもいろいろ予見可能、不可能等々ございます。そうしたことを従来から今までも皆さんに説明仕方は、このタイミングで大体のタイミングで説明をさせていただいていたと思っておりますし、また、今回のフリーアドレスの件は先ほど部長から答弁しておりました、全くハウスが違います。議会のことを私たちはフリーアドレスしようということの試みではございません。あくまでも私たち役場の執務室、事務室をまずは改善していこうという話でございますので、そういった意味で答弁をさせていただきました。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 町長、何言っているかさっぱり分かんないな。あのね、結局私が言っているのは、1週間前じゃなくてその前から、タイミングって話しているけれども、タイミング3年間あったんじゃないの。それなりのものを絶好のタイミングで相談なりしてもらえば、あと報告なりしてもらえば。それは我々議員のほうもそれなりに構えて勉強して、ちゃんとした正確な判断ができるんじゃないかなと思っております。さっきの附帯決議もそうなんだけれど、議案に対して、議案に対してね、今求められるのは採決か否決かだから、我々は。だから採決か否決かの間にいろんなものがあるわけですよ、議員だって。8割方賛成だけれどこの2割はちょっとなとかって思うものとかあるわけです。それを、なるべく100%納得した上で賛成とかね、可決したいから、だからなるべくこういう事案が上がった段階とか、そういう段階で相談とか報告とか連絡とかしてもらえばいいのかなと、そういうことですよ。もう、それでいいで

すよ、別に、今の話ね。じゃあ時間もないんで、次行きます。

次は、荒川静香氏のモニュメント設置ですね。

これは、考えてみると去年の3月の当初予算で、これもいきなりって言ったらいきなりなんだけれど、モニュメントの設置の計画があるということで、予算で480万ぐらいだったですかね、言っていました。そのときも結構いろんな議員から質疑が出て、そういうものは寄附によって賄うべきじゃないのか、設置費用は。それで、何でこういったものに公費を使うんだという内容が結構多かったと思います。最終的には否決したんですけれども、私もせっかくシビックプライドとかっていうんだったら、本当に一般の町民から広く、たとえ1,000円でもいいじゃない。だからこの寄附を集めて、それでやったほうが盛り上がるんじゃないかということで、そのときは否決しました。そうしたらいきなり、5月に入ってこういう案内が来たんですね。企業版ふるさと寄附金制度を活用した現物寄附の申出があり、文化交流センターリフノス内に設置する運びとなりました。それで、この現物納付っていうところがちょっと引っかかったんですね。まず聞きたいんですけれども、寄附者にこのモニュメントの在庫はあったんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

今回、現地で設置工事をしていただいて、現地で組み立てたというものでございまして、在庫等は管理しておりません。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 在庫なんて最初からあるわけないんだけど、何であえてこんなことを聞いているかという、一般的な物納っていうのは、この間も不動産頂きましたよね、利府町でね。けども、一般的なやついろいろ調べてみると、やっぱり企業内にある在庫、例えばパソコンの型落ちとかね。そういったものを寄附するのが物納なんです。今回の場合は、新たに制作が入るわけですね、制作が。制作して物納しているわけですよ、寄附者は。そうですか。それでいいんですよね。まずそこだけ、ちょっと確認。

○議長（鈴木忠美君） 経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 企業版ふるさと納税につきましては、例を挙げますと仙台駅前のペデストリアンデッキ、東口のほうですかね。こちらヨドバシ電器さんの前の通路は工事して寄贈しているというケースもあり、何ら制度上問題ないものと捉えております。現地で工事するものは何も問題ないと捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） そんなこと聞いていないじゃない。制作して寄附なんですねって聞いたんだよ。ここで一番問題になるのは、何で現物納付なのかな。去年3月否決しています。寄附によってやってくれということで。それで、今回はいきなりこの設置の案内が来たわけで、ここは本来だったら、寄附者はお金で納めて、これ荒川氏のモニュメント作ってくださいという形だったら町の会計上は歳入になって、歳出が必要になってくる。これは議会の議決が必要です。今回物納ということで議会の議決必要ないんですよ。だからいきなり来るわけよ。それで、これに至っては、3か月どころじゃないな、期間結構あるんだよ、これね。去年の12月、去年の12月にあったものが、いきなり5月にオープニングしますという案内が来ました。これ、問題なのは現物寄附に至った経緯というのを質問しているんだけど、寄附者からも聞いているよ、実際の話。どういう内容かは。だけど、この現物寄附という形を取ったことによって議会の審議を経なくても済んだのよ、当局は。これ結構大問題よ。その問題意識は町長があったのかな、まず。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） すみません、ちょっと何を言われているか、おっしゃられているのかちょっとよく理解できないんですけれども、反問権がないので何とも言えないんですけれども。何を問うているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 何を問うているって今の言葉、日本人だったら分かんない。要は、議会を通さなくても済むために物納にしたんじゃないのっていうことを聞いているんですよ。この物納も、単純に1者だけで決められるわけじゃないから。お互いが納得し合って決めるから。当然、当事者なのよ、利府も。話し合って決めるから。何で物納になったの。物納にしたのは、議会を通さなくても済むからじゃないのということです。

○議長（鈴木忠美君） 経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

改めてですけど、企業版ふるさと納税につきましては国が認定している寄附制度で、各地方公共団体で企業の皆様に、企業の皆様に宣伝PR要望している制度でございます。当然ながら、本町におきましても様々な企業の皆様に御説明、御案内している制度でございまして、その中で先ほど出ました寄附の業者さんにつきましては、令和5年9月に一度1,000万円の寄附を

頂いております。こちらで内閣総理大臣から紺綬褒章も、国の褒章も頂いている企業さんでございまして、先ほどお話があったとおり12月にお話があって、また、お披露目式で社長のほうから御挨拶があったと思いますが、荒川静香さんのファンだったということもあり、寄贈したいという本当の御厚意で頂いたものでございます。それ以上でもそれ以下でもなく、相手方の気持ちで今回善意で頂いたものと町では認識しております。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） だからね、これを物納にしたことによって議会の審議を避けられるということなのよ、問題は。あのね、ふるさと納税企業版っていろいろ見てみると、多いところは10億、20億寄附しているんですよ。利府だって今言ったように1,000万とかという単位で何件かありましたよね、過去に。この1,000万を、例えば議会に否決されたもの、それを何とかやりたいから、じゃあすみませんけれどもこれ物納って形でこれ買ってもらえませんかねとかね。そういうことが可能なわけよ。だけでも真摯な、執行部の真摯な態度というか対応としては、1回しっかり我々議会制民主主義だから。何のために議会があるのっていうことを問われているんですよ、ここで。だから、なるべく寄附者のいろんな希望もあるだろうけれども、なるべく現金化でできるんだったら現金化して、現金で寄附してもらって、なおかつそれで議会の審議を経て正々堂々とやればいいじゃないの、単純に。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 大変、演技も入って分かりやすい問いでありましたので答えられます。

私たちは何も議会の皆さんとか議会を避けているということですか、ということをお願い。

（「はい」の声あり）なぜ避ける理由があるのでしょうか。私たちは先ほど部長にも答弁、部長から答弁あったように、制度そのものを真っ当に、ごく真っ当に当たり前に利用しているだけです。そこに何か思惑があったりとか、議会を経ないようにしようとか、そのような試みがあったということは私たちは誰一人としてそんなことも思っておりませんし、お話も私はした覚えもございません。何かこの本会議場で勝手な思いを、ちょっと議事録に残すようなことをされているのか分かりませんが、ちょっとそういうふうになにかこう、さも執行部が議会回避で、議会軽視で何か物事を進めようとしているところを、というふうに今お話をしているんだったら、大変不本意だなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） だから、あくまでも物納は、してくれるところと受ける側の相談による

んですよ、あくまでも。要らないものを物納しますって言われたって困るでしょう、自治体。だから、そこは相談があるわけ、必ず。だったら、その物納っていうものがあつた段階で、これはやっぱりこのぐらゐの金額のもので、なおかつ、去年の3月否決されている内容だから、しっかり議会に諮るために現金で納付していただいて、しっかり正式な手続でやりたいんですっていうのがあつたっていいと思うんだけどね、単純に。これね、私の見解なんですけれど、これ、こういうのが続くととんでもない形になると思うんですよ。本当議会制度というものがないがしろになってしまう可能性がある。だから、この物納に関しては、総務省あたりにちょっとガイドラインつくってもらわなくちゃいけないぐらいのものだと思っていますよ。だって10億、20億って寄附するところあるから。まあ、そんな形です。何か今の内容で町長、反論があるんだったらどうぞ。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） なんかすごく疑われているようで、私はちょっとすごく、物すごく不満です。不満でありますし、なぜそのようなことを本会議の場で言われなきゃいけないのかなという、大変不服も持っております。もし、何かそういうことがあつたという証拠を出していただきたいなと強く思います。議長、これは私たちの名誉に、執行部の名誉に関わることでございますので、今、高久議員の発言の証拠ですね。こういうことがあつて、議会を避けて物納したんじゃないかという、それに対する証拠を私は提出してもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） （不規則発言あり）いやいや、ちょっと待って、待って。（「ちょっと待ってください」の声あり）まずね、証拠云々の前に、さっきから何回も言っているけれども、物納の場合はお互いが話し合つて決めるのよ、相談して。要らないものをこれ物納しますって言われたって困るから。受けるほうも当然物納に対するその協議はするわけよ。そのときに、なぜこのまま物納されたら、これってちょっと議会を通さないで済むからちょっとまずいかなつて。だから、議会制民主主義の立場からいったら、しっかり議会を通さなくちゃいけないんじゃないかなつていう、そういう配慮がなかったのかつて聞いているんですよ。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 本当大問題ですよ。証拠はあるっていうことですよね。私たちが議会を避けて、これを物納してくれと言つた、その証拠があると、残っているということですよね。

そうですね。（「ううん、まああまりここでね」の声あり）これちょっと、ちょっとこれずるい、ずるいんじゃないですか、こういう発言は。言いつ放しですよ、これ。

○議長（鈴木忠美君） ちょっとお待ちください。

○町長（熊谷 大君） 議長、私たちの執行部の名誉に関わっていることですよ、これは。

○議長（鈴木忠美君） 分かりました。はい、分かりました。高久議員、先ほどから話されているけども、物納と金ということで、物納ということでやっぱりしたことによって、高久議員言っているのは分からないわけではないけれども、何かそれがちょっとどうなのかな。高久時男君。

○12番（高久時男君） まあね、寄附者のこともあるから、あまりそういったことはしたくないんだけど、ただ、証拠云々って言っているけれども、証拠云々じゃなくて、今私が話していること、（不規則発言あり）いやいや、避けていないから。避けていないから。

○議長（鈴木忠美君） ちょっとお待ちください。

○12番（高久時男君） 別に証拠云々って、じゃあいいよ、じゃあ証拠はないよ、じゃあ。証拠ない。それいいね、証拠ない。それでいいね。（「全くもって不毛な議論をしている」の声あり）いやいや、どうするこれ。（「証拠がないのにただの決めつけで話している」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） 高久議員ね、やっぱり疑問を持つような発言をちょっと控えてほしいと思いますよね。やっぱりお互い、ここ本会議の場でもありますからね、やっぱりその辺は、らしき話をして、ここでするんじゃないくして、やっぱりそれだけの事柄をちゃんと……（「もう何回も言っていますけど」の声あり）質問してください。（「議長、これ本当に問題ですよ、証拠はあるって言って、今ないって言うんですよ」の声あり）先ほど高久さんは、あるって言ってさっき発言したのね。それを今、町長求めているんだけど、言っている、さっき言った、あるんだけどねっていうことをさっき言ったの。（「訂正、訂正して」の声あり）だからそういうふうに言っちゃったものだから町長は今言っているの。

○12番（高久時男君） ああ、じゃあ今ここで訂正します。はい、失礼しました。

○議長（鈴木忠美君） ない。

○12番（高久時男君） 証拠はないってことにしましょう。（「ちょっと軽すぎる」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） ないということにしましょうじゃなくて、ないんですか。私聞いているのは。

○12番（高久時男君） じゃあ、証拠はないです。

○議長（鈴木忠美君） ないね。（「大問題だよ、これ」の声あり）あのね、（「こんなの許せますか」の声あり）町長、お待ちください。

○12番（高久時男君） 町長、立たない。（「執行部のみんなを侮辱したんですよ」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） ちょっと私も議会としてちょっとお待ちください。町長。

○12番（高久時男君） 町長、勝手に立たない。

○議長（鈴木忠美君） ちょっとお待ちください。高久議員、さっきから何度も言っていますけれど、思うとか、そういうのでこのやっぱり公の場で、さっきから高久議員はやっぱり議会と当局のあれをびしっとしなきゃ駄目だと言っている反面、ちょっとらしき話をされるというのはちょっと、議会としてもやっぱり議長もここにいてちょっとね、ちょっとつらいところありますよ。それで言ったことに対して言われる側は今度それに対して、ああ、証拠はないことにしようとかさ、そういう発言すると今まで話したことがどうなるのかということもありますので、やっぱり責任を持った発言をひとつお願いします。

○12番（高久時男君） だから今証拠に関しては、私の発言を取り消していただきたいと思います。ただ、あくまでもその物納に関してのやり方に関しては、当局も配慮が必要だったんじゃないかなと思っていますので、その辺はしっかり、町長のほうもそこに関しては、ちょっと町長の意見聞きたいですね。配慮が必要なんじゃないかっていう。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ちょっと議運委員長ね、発言が軽過ぎる。すぐ言ったことを訂正、はい、削除。こんなんでも世の中通用すると思っていますか、思うんですか。議運委員長ですよ。議運委員長。いや、へらへら笑っていますけれど、楽しいですか。疑いかけられたんですよ、みんな。証拠はあるのかって聞いたら、あるって言ったんですよ。出してくださいって言ったら、今度はない。こんな議運で、議長、私はちょっと納得できません。

○議長（鈴木忠美君） 町長、それについては今日この場ではちょっとあれですから、ちょっと時間をください。あとは高久議員とちょっと調整をさせていただきます。よろしいですね、高久議員。（「はい」の声あり）高久時男君。

○12番（高久時男君） じゃなくて、私の最後の質問の町長の意見を聞きたいっていうのを、言ってください。

○議長（鈴木忠美君） ちょっとあれだったら再度言ってくださいよ。さっきの質問をもう一度言ってください。質問事項。いいですよ。

○12番（高久時男君） 物納に関しては、やっぱりその何ていうのかな、しっかり予算を通すということも含めて、金額化して、金額で受け取るというものを趣旨に配慮をいただきたいなということなんですけれども、そこに対する町長の意見を聞きたい。

○議長（鈴木忠美君） 町長、考え方話してください。

○町長（熊谷 大君） 私たちは制度にのっとって、今までも今も適切に執行しております。
以上です。

○12番（高久時男君） じゃあ、これで終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、12番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩を取ります。

再開は、ちょっと若干早めます。12時50分とします。12時50分再開しますので、よろしくお願ひします。

午前 11時58分 休 憩

午後 0時47分 再 開

○議長（鈴木忠美君） それでは、ちょっと時間早いですけれども、皆さんそろいましたので再開させていただきます。

その前に、今日傍聴の方、大変どうも御苦勞さまでございます。午前中、傍聴の方の中で拍手があったり、私語がちょっと多かったので、傍聴の方氣をつけてください。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番の阿部彦忠君の一般質問の発言を許します。阿部彦忠君。

〔2番 阿部彦忠君 登壇〕

○2番（阿部彦忠君） 2番、チームリスペクト阿部彦忠です。

今年も誕生日に一般質問する運びとなりました。朝一番で町長よりお祝いのコメントを頂戴し、大変うれしく受け止めております。おいしいランチを食して、また、お誕生日にかけていただいて心機一転スタートして、午後を始めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、議長の許可を得まして、今回の内容に関する規則であったり、それからホームページの内容についての出力した資料を持ち込んでおります。

それでは、通告書を読み上げます。

1、（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について。

（1）（旧）十符の里プラザ跡地の解体工事は令和7年3月までに終了したものと聞いているが、現地には解体工事中に使用された仮囲いが残っているままである。住民から、マンションの建設が決まったのか、別の工事が始まるのか、などの不安の声が寄せられていることから、改めて確認をしたく、以下について伺う。

①どのような経緯で仮囲いが設置されたのか。

②予定している残作業、工事計画はあるのか。

③通学路としての安全性や配慮はどうか。

（2）令和7年2月26日に第1回が開催されて以来、現在までに3回のワークショップが開催された。跡地周辺の住民だけでなく町内各地から参加され、活発な意見が出されている。内容や進め方について、参加をせずとも関心を持っている町民も多いことから、以下について伺う。

①各回の参加人数は何人であったか。

②進捗状況の公表はどのように行われているか。

（3）令和7年5月14日、（旧）役場跡地利活用を考える会より町長に対し、（旧）十符の里プラザ跡地利活用に関しての署名及び要望書が提出されたと聞いている。

①内容について公表の予定はあるか。

②署名の提出を受けて、どのように捉えているか。

2、コンプライアンス違反について。

（1）令和6年度に発生したコンプライアンス違反をきっかけに、コンプライアンスの在り方について注目が集まっている。事案の分析・再発防止策について伺う。

①現金を預かり、金融機関へ入金するまでの運搬及び保管について、どのようなルールで運用されているか。再発防止に向けて改善策はあるか。

②利府町役場におけるコンプライアンスというのは、どのように位置づけられ、遵守されているのか。また、どのように監視しているのか。

③コンプライアンス研修の内容・対象者は、どのようなものであったか。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について、2のコンプライアンス違反について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 阿部彦忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針についてお答え申し上げます。

まず、（1）の①どのような経緯で仮囲いが設置されたのかについてでございますが、議員御質問のとおり、令和6年度事業として実施した（旧）十符の里プラザ倉庫等解体工事において、周辺住民や道路利用者の安全確保はもちろんのこと、工事区域内への関係者以外の立入りを防ぐとともに、作業員の安全確保、粉じんや騒音の抑制、盗難防止など、様々な目的を果たすため、建築基準法をはじめとする法令に基づき、仮囲いを設置したものでございます。

次に、②の予定している残作業、工事計画はあるのかについてでございますが、今年の3月21日に既存倉庫等の解体工事が完了したことから、残作業や工事計画はございません。

次に、③の通学路としての安全性や配慮についてでございますが、道路形態や歩道幅員を変更したものではなく、さらには敷地内に施設があったときと比べても車の出入りがない分、従来以上に安全性は確保されているものと認識しております。

次に、（2）の①と②とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

ワークショップについてでございますが、当初40名の方々から参加の申込みがあり、第1回は35名、第2回は36名、第3回は24名の参加となっております。また、これまで開催いたしましたワークショップの内容等につきましては、町ホームページにおいて公表しております。

次に、（3）の①と②とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

（旧）十符の里プラザ土地利活用に関しての署名及び要望書についてでございますが、要望内容としましては、土地の売却の再考、マンション建築計画の撤回、地域住民の意向を反映した活用の3点で、既に町のホームページにおいて公表しております。また、これまでの住民説明会やアンケート調査からも、土地の売却やマンション建設に対する反対の御意見があることは十分に承知しているところでありますが、改めて住民の方々の意見として受け止め、今後の跡地の利活用の参考としながら検討を進めてまいります。

次に、第2点目のコンプライアンス違反についてお答え申し上げます。

まず、①の現金の運搬及び保管についてのルールと再発防止に向けた改善策についてでございますが、町の財務規則や上下水道事業の会計規程の適用を受けない現金や貯金のうち、各種協議会や団体の所有に属する現金等である準公金については、利府町準公金取扱規則により、

入出金の事務の方法等についてルールを定めております。その上で、各部長で組織する準公金管理委員会において定期的に監査を行っていましたが、公金を含め、現金の取扱いについてはルールに関する統一的なマニュアルは整備しておらず、部署ごとの取扱手順やチェック体制にも差異がございました。このため再発防止に向けた改善策の一つとして、現金の取扱いリスクを洗い出し、不正発生の未然防止を図るための共通マニュアルを策定しているところでございます。

内容といたしましては、現金を取り扱う場合には、できる限り複数職員で対応すること、要所で管理職が確認することなど、公金等に対するチェック体制の強化を図るほか、現金の保管を伴う管理を極力減らし、保管場所を一元化するなど、事務を見直し、再発防止を図ってまいります。

次に、②の利府町役場におけるコンプライアンスの位置づけと、どのように監視しているのかについてでございますが、議員御承知のとおり、コンプライアンスとは、一般的には法令や規則、社会的規範を遵守することを指しており、公金の適正管理はもちろんのことハラスメント防止、個人情報の保護など、全職員が日頃の業務において当然に励行すべきものであり、また、町政運営の根幹をなす最も基本的でかつ重要なものと考えております。

また、役場内での監視体制につきましては、監視のための特定の部署はございませんが、各所属において、特に管理職は部下に変わった様子が見受けられないか、窓口や電話等の対応の中でコンプライアンスに抵触しそうな言動がないか、などを注視して気にかかることがあればその都度、本人に確認や指導を行うよう努めております。

最後に、③のコンプライアンス研修の内容や対象者についてでございますが、コンプライアンスに関する専門知識が豊富で、かつ、同様の研修実績が豊富な外部講師を招き、公務員倫理、コンプライアンスの徹底等について原則全職員を対象として管理職向けの2つの日程、一般職向けに3つの日程の計5日程で実施しております。今後もコンプライアンス研修を定期的を開催するとともに、これまでも実施しているハラスメント防止研修や、個人情報取扱研修等についても継続的に実施しながら、職員のコンプライアンス意識の維持向上を図ってまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） それでは再質問に入ります。

最初の1の（1）①についてです。仮囲いについてですが、先ほどの答弁により、設置目的はよく分かりました。この仮囲い自体は、解体工事に伴い設置したものをそのまま残している

ようですが、取り外す前に解体業者より引き継ぐ形で購入したということなののでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

仮囲いにつきましては、解体工事の契約期間の中で変更契約を締結し、今の仮囲いを残していただいたということになります。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 変更契約ということなんですが、じゃあこれは購入をしたということではなくて、契約内容を変更したということで譲渡になるのでしょうか。ちょっとどのような形になるのでしょうか。（「はい」の声あり）分かりました。

今回の仮囲いの次は形状、つまり設置されている位置についてお尋ねいたします。解体工事をするために設置された位置のままであるということによろしいでしょうか。また、それに対して防犯上の立入りを防ぐ目的等で出入口として使っていた開口部をさらに塞ぐ処置をしたという認識で間違いないのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

位置については、一部解体工事終了後に移動している場所もございます。また、入り口を塞いだ理由でございますが、無断使用、違法駐車、あとは不法投棄等を考慮して立入りができないような形。もう一つあります。駅前、ここの跡地自体が利便性がとてもいい場所、駅周辺地区ということで、前々からもお話ししておりましたが、駅東町営駐車場を御利用の方と無断駐車で止まっている方に不公平が生じないような形で出入りを封鎖しているものであります。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 経緯については分かりましたので、②について移ります。

現地の状況ですが、かつて車庫やプレハブなどの建物があつたところは碎石が敷かれておりまして、駐車場だったところは白い枠がそのままにアスファルトが敷かれたままになっております。解体前の説明では、アスファルトを剥がして更地にするまでの工事と聞いていたつもりですが、答弁によりますとこれで完了したということのようです。アスファルトをあえて残した意図、目的について教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

令和6年12月9日に実施した解体工事等に係る説明会におきましても、解体場所については砕石そのまま、それ以外のアスファルトは残すということの御説明をさせていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 第3期整備方針としては、まだ道半ばかと思いますが工事は完了したということですね。となりますと、当面の間、半年なのか数年なのか分かりませんが、正規の利活用というのはできなくなることが想定されます。この間、一時的な活用として駐車場であったり、例えばイベントとしての利用は可能なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

現時点で阿部議員が質問するような正規の使い方というのが、まだ私には理解できませんが、一時的にイベント等で仮にその中央児童センターのほうでイベント、駐車場足りないというときは開放できるような状態になっております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 先ほどの件を補足いたしますが、正規のというちょっと言い回しをさせていただいたんですけれども、今後の利活用がまだ決まっていない中で、決まったものが今後あったとしたらそれを正規と、こういうふうに例えたまででございます。

この跡地は、先ほど答弁のように立地もよいですし、何ていうんでしょう、仮囲いが無地ということから殺風景なままで町民に活用の意思が見えないと捉えられるような、そういった声も実際上がっているんですけれども、そういった状態よりも、方針にもうたわれているように、にぎわいの創出に貢献できたらというふうには思っております。

古い話にはなるんですけれども、かつて旧役場庁舎が建設された際の、くいが地中深く刺さっているとの話も聞いておりますが、現在どのようになっているのでしょうか。残っているのであれば、新規で建物を建てる際に影響はないのか、また、抜く予定などはあるのか、そのあたりお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、くいについてでございますが、古い役場庁舎建てたときのくいが埋まっております。ただ、それは現状で使用できないもの、できない程度ではなくて、表層から1メートル程度は

頭を切った形で埋まっているということになります。あと、今後どういう使い方をするかによって、そのくいを抜くのか、それともそのまま埋めたままでも大丈夫なのかというものの判断はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） では、③について。まず最初に、跡地周辺の交通状況についてお話をさせていただきます。

現地は、子供たちの通学路として大変多く通行する場所となっております。具体的に言うと、特に農協の正面に面した通りなんですけれども、押しボタン式信号で横断をする都合上、非常に多くの子供たちが跡地側に隣接された歩道に集まってきます。登校時だけでなく、下校時の様子も確認してまいりました。小学生は基本的には友達と数名で歩いて通行する光景が多く見受けられますが、ただ、時には走りながら、休みながら通行することもあります。中高生に至りましては、部活終わりによく事故が多いとされる日没どき、夕暮れどきというんですかね、そういった時間帯に自転車で通行したりもします。このような状況については、把握していますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 把握しております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 交通安全は学校でも指導されていると思いますが、我々も子供の頃大体そうだったように、全員が模範的に歩いて通学するというようなことには限界がありまして、常に危険予測は必要だというふうに考えています。

ここで注目していただきたいのが、郵便局方面から北側に向かうと、つまり、ペあくるや跡地を左手に見ながら進んだ先に現れる丁字路なんですけれども、この丁字路は以前から見通しが悪いというふうに言われておりまして、車での通行者にとっても有名な場所とはなっているかなと思います。停止線も大分手前にありまして、ついつい見通しの利く横断歩道の辺りで速度を落とす車も少なくありません。建物があつたときから見通しは悪いのですが、解体工事に伴い、数十センチなのか、ちょっと細部は分かりませんが、元の壁よりさらに外側に仮囲いが設置され、見通しが一層悪くなっていると感じております。仮囲いの見通しの悪さについて対策をしてこなかったのはどのような理由なのでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

あそこの郵便局側から入り込む丁字路でございますが、現在の仮囲いにつきましては、その古くは塩釜地区消防署利府出張所があった場所で、建物を近年ではその地場産品の直売所として最近まで、解体するまで建っていたところでございますが、その建物から本当に何十センチという手前に仮囲いをしているというのが現地の現状でございますが、まずその丁字路の見通しが変わったというところについてお答えさせていただければ、役場跡地側だけが変わったわけではなく、日本の道路交通法上、車左側通行ですので、右側から来る車にまず注意を払わなくちゃいけない。そちらについても変わっております。これについては私権、個人の権利に及ぶものですので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） そうですね、実際に運転するドライバーというのが、何か他人の土地に関して権利を持っているわけじゃないということはもちろんながら理解しております。ただ、実際問題、町民より多くの苦情が寄せられたことから、今年のゴールデンウィーク明けに担当課に相談をいたしました。幾つかの対策を提案したところ、予算が大きくかかることでなければ対応は可能であるとの返答がありまして、注意書きと反射板を張っていただきました。すぐ対応した点は大変評価しておりますが、対応としてはまだ通過点なのではないかというふうに考えます。

他の工事現場の例ですが、角の部分を透明な部材にするという配慮が見受けられます。また、仮囲い自体は仮設物でありますので、1メートルから2メートルなど後退させるというのも可能だと思います。予算は多少かかることと想定されますが、大がかりな工事でもないと思いますし、何よりも子供たちが事故に遭ってからでは遅いという観点から提案をしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

今、その議題になっております丁字路でございますが、歩道の幅員を、町長答弁にもありましたけれど、変えたものではない。しかも、今の仮囲いというのは、その道路境界から1メートル以上後退して建てているものでございますので、過度な、何ていうんでしょう、安全を求めてしまえば何も無いほうが一番いいと思いますけれども、そういった危険性が見受けられる

ということであれば、今後検討してまいりたいと考えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） せっかくの検討の機会ですので、もし予算的に行けそうであれば、反対側といいますか、西側のごみステーション側も同様に検討していただけたら幸いでございます。

この仮囲いですが、先ほども申し上げましたとおり殺風景だという声も聞こえております。次なる利活用に関し、検討期間が長期にわたり続くようであれば対策も必要ではないかと考えます。よくある例では、絵を描く取組が挙げられますが、当局の考えがあればお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

現在、リフノスの事業において、子供たちに絵を描いていただくということの調整を行っております。また、先般、要望書を考える会の方から頂戴したわけですが、その中でも利府高校生などに絵を描いてもらってはどうかというアドバイスも受けておりますので、できるだけ早期に実現できるように調整してまいりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 実行される場合、予算はさることながら、時期についてはどのように考えていますか。何か基準等があれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

現時点で、あくまでも案でございますが、ちゅうがんじ先生ってリフノスに絵を描かれた、荒川静香さんの絵を描かれた先生が年内2回参りますので、それに合わせてその事業を展開できないかという構想段階でございますが、今そういった案がございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） では、（2）に進みます。

実は今回、通告書を提出した日とホームページでの公表の更新日がちょうど重なってしまいました。よって、①の人数につきましては、既にホームページ上にて記載されているものであります。重複した旨、あらかじめお伝えさせていただきます。

①についてですが、参加人数の推移を見ますと、第3回が極端に減少しています。各自のスケジュールによるものなのか、参加について辞退が相次いだのか、何か原因を把握しているのであれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

3回目以降のワークショップの日程につきましては、3か所ともに決定をしたものでございます。欠席された方々におかれましては、個人のスケジュールによって出席されないものと捉えております。また、欠席の電話が入った際に、何で欠席ですかということを確認しておりますので、こちらにつきましては今後の参加者の状況も見守ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） その点において私が気になっているのは、3回目以降の開催日を告知時点では示さずに、2回目のワークショップなりで決めたという点なんですね。このような決め方によって、3回目以降の開催日について参加者の意識が薄れている可能性も要因としてあるのではないかと考えます。3回目以降の開催日については、個別に御案内を出しているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ワークショップにつきましては、各回の開催に際して開催通知、資料等一緒に送付しております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） これは基本的に資料もあるということなので、メールではなくて封筒で、実物で送っているということですね。今後も、これは開催の都度出すということでお間違いないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

開催の都度、案内の通知と資料と申し上げましたが、前回の会議の結果を含めた資料という形になりますので、その辺ちょっと誤解を招く表現だったかもしれません。そういう送付の仕方をしております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） せっかくの機会ですから、有意義な会議にするためにも1人でも多くの前向きな継続参加を望んでいます。

次回以降、さらに人数の落ち込みが続くような場合、対策を検討されているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

これにつきましては、参加者の意識に働きかけるしかないというふうに思いますので、参加通知、あとは、もし必要であれば連絡を取り合うという、そういう方法によるしかないというふうに考えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ヒアリングしていない以上、減少の原因は何とも言い難いんですけども、参加者の満足度については、ちなみにどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 参加者の満足度をちょっとはかるすべが分からないので、参加都度アンケートを取っているわけでもないで、それについてはちょっとはかりかねておりますが、阿部議員御質問のとおり、その参加人数が減らないような何か対策があれば、次回参加もぜひ出席してくださいというようなお声がけをするとか、そういうできる部分で対応してまいりたいと考えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 私も参加者に話を聞いてみたということがあります。何名か聞いてみましたが、様々な御意見を聞くことができました。満足している参加者もいる一方、あまり積極的に参加している雰囲気ではないという回答もありましたので、引き続き参加しやすい雰囲気づくりを継続していただきたいところです。

②の公表についてホームページを見てみました。各回の様子が写真つきで簡潔に紹介されているほか、当日配付された資料もPDFで閲覧でき、不参加であっても開催の様子が分かるようになっていました。定番の質問になってきましたが、デジタル機器に不慣れな高齢者の関心も高いことから、広報紙にも掲載する予定はあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

広報紙への掲載ということでございますが、内容が詰まっていない状態で今ワークショップで跡地の利活用を検討しておりますという広報を何度も載せるような形では、広報の意味がないと思います。かつ、ワークショップ自体は公開をしておりますので、ぜひ御興味がある方であればワークショップのほうに足をお運びいただきたいというふうに考えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 先ほどよりというか、以前よりお話をしております高齢者の関心事という点でお話をしますと、やはり容易に足を運びにくいという点が懸念されます。つきましては、以前より提案をしていた中間報告等についてですが、開催の予定はあるのでしょうか。また、これらのホームページも掲載をもってその進捗状況といいますか、中間時点での報告と捉えているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

何も決定事項もない中で広報でお知らせするという、中間報告をするということは混乱を招くものというふうに考えます。ワークショップの最終回を見た方針、利活用がある程度出された時点で最終的な報告ということでホームページのほうには掲載をさせていただきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 私も傍聴しておりますが、現段階ではテーマごとに意見を出し合っている状態でしかなくて、確かにまとめに入っていないものに対し、報告のしようがないという意見は理解ができます。そのホームページを開けば、確かに配付資料のPDFに載っている写真で、ある程度のどのような意見が出ているかという付箋なども文字も見ること、できると言えます。しかし、居住地区に関係なく町全体の財産である点や不参加の方からの視点を考慮すると、現段階では意見を出し合っている状態でしかないにしても、例えば、どんな意見が出されているかが分かるだけでも安心するのではないのでしょうかというふうに考えます。また、町は形だけの予算消化のためのワークショップをしているのではないかという声が上がっているのも事実でありまして、当局も関心を持って取り組んでいるという姿勢を見せるという対策も必要ではないかというふうに考えます。例えばですが、広報紙の一部にその現状を簡単にでもいいんですか追跡コーナーを設けるなど、まだまだ改善の余地はあると思いますが、そのあたり検討し実行する意思があるか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

まず、広報紙の紙面自体が決まったものでございますので、そのような取組に割くところが、場所があればお知らせはしていきたいというふうには思います。ただ、先ほども申し上げまし

たとおり、何の決定もない、あとは今、現時点でワークショップで様々な意見が出されております。その用途についても多世代交流の場、公益機能、スポーツレクリエーション、飲食、交流、緑地公園、防災等こういったもの、アンケート調査でもある程度の書き込みがあるものがございますので、それに何ら変わりはないというふうに考えますので、それを今の時点でお知らせをしていくということに対しての必要性がちょっと私としては理解しかねるところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 開催回数については、8月の第5回での内容が予定どおりの着地点であれば終了し、まとまらなければさらにもう1回開催される可能性もあると聞いておりました。

これについては、現時点で変更はございませんか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） これまでもお答えしてまいりましたとおりでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） もう少し先の話にもなりますが、8月で仮に終了した場合ですが、9月中に宮城大学より町に対し報告がなされ、以降、12月までの間に町から町民へ結果を報告するとそのようにも聞いておりました。これも特に問題がなければ、現段階予定どおり進んでいるということよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 御質問のとおりでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 宮城大学によるまとめの報告方法、また、町から町民への結果報告の方法について具体的に決まっている、何かやり方、様式等あれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

様式等は取決めがございません。まだその活用方針も何も決まっていない中で、どういうまとめ方をすればいいのかというところにかかってくると思いますので、もし仮に、建物等の具体的なイメージ案が出るのであれば、その絵コンテ等もお出しできると思いますし、イメージのみであれば、こういった項目というようなお知らせになろうかと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） そういった報告の機会についてなんですけれども、これまたホームページ等で行われるものなのか、以前の住民説明会のような、リアル開催っていうんですかね、会場を用意して町民の皆さんが直接お聞きいただけるような場所を想定をされているのか、現段階で分かることがあれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、広報紙掲載は当然ですけれども、ホームページへの掲載、あとはその内容によっては説明会というよりは、こういう案が出ましたということでの報告会を開催するというのも可能であるというふうに考えます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） つまりはリアル開催も検討していただいているということですので、先ほど来、ずっと気になっておりました御高齢の方も、直接内容について理解する場が得られるものと承知いたしました。

では、（3）の①です。

こちらについて、署名の件なんですけれども、ホームページでの公表を確認いたしました。

こちらは広報紙での公表予定はあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

一般的に各種団体から各種要望書、町に提出されます。それにつきまして、都度広報紙に掲載ということはやっておりませんし、今回は跡地の利活用という一連の流れでホームページのほうにその要望書のかがみを添付しているというところでございます。これ以上、広報紙等に掲載する予定はございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 住民からの要望というような内容のもので、過去、町に署名が提出されたことはありますか。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

私の記憶の中では、ございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今回ののは、署名が添えられた要望書です。要望書といえば、ほかの要望書と一緒にのかもしれないんですけども、その署名が添えられたという、過去にも教訓がないようなイレギュラーなものであるならば、一般的な要望書よりも重く受け止めるべきものというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

今回出された要望書、三千何件というような筆数を確認しております。その重さは十分理解しているところでございますが、公表というような形で行う予定はございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） では、②です。

署名活動を行った団体にお話を私も聞いてまいりました。集まった署名は3,254筆、そのうち約3割が町外からのものであり、血縁者を主として広く関心が寄せられているものと、こういうふうに思います。活動中には役場との関わりがあつて、どうしても名前を書けないんだというものの、同じ思いなので応援しているという方も多かったというふうに伺っております。署名を足で稼いだ方の多くは70代、人によってはそれ以上という状況で、足腰が弱い方、それから活動期間中に救急車で搬送される方、大変な御苦勞をされて集められたと伺っております。高齢者中心ということもあり、なかなか情報が届けられない地域もあったようですが、潜在的にはまだまだ多くの数字が眠っているものと、そのようにも推測されます。このような状況を見て、受け取られた町長はどのように感じていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

今、阿部議員の御質問の中で3割が町外というような話、それにつきましては、考える会の皆様が要望書を提出していただく際に、自分の子供たちが町外に出ているんなら戻って来たときに嫌な思いをしないような使い方をしたいという御意見を頂戴しておりますので、それは十分理解しております。また、書けない方だという話でございますが、逆に、知っている人でお断りができなかったという方もいる、いるというか、いたと、私自身が確認しておりますので、そういう方もいるということを御理解いただきたいというふうに思います。

それで、どういうふうに捉えたかというところは、町長答弁にもありましたけれども、これまで説明会等々を開催した中で皆様から強い思い、強い御意見を頂戴してまいりました。改め

てこのような提出を受けて、今後のまちづくりに生かしていきたいという考えでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 私が今回、団体の皆様より聞いた内容だけにとどまらず、それ以外にも様々な御意見といたしますか、お気持ちがあったというふうには十分私も理解いたしました。本来、先ほどの質問は町長に対してお伺いをしたかったんですが、一心同体といたしますか、同じ御意見であるということで異論はないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） これは要望書を持ってきていただいた方たちもお話したんですけども、現在、ワークショップが進行中でございます。私がそこに付言してしまうと言葉が独り歩きしてしまうということも考えられますので、言葉または発言は控えさせていただいております。署名付きの要望書のみならず、要望書はどなたの要望書でも大変重く受け止めているということでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 町長の答弁にもあった内容にも重複するんですけども、これ、その会の皆さんからも聞いておりまして、その署名を直接提出をしたときに、町長に御意見を伝える時間があったということで、意見を伝えても、何ていうんでしょう、ワークショップでお話してくださいと何かとはじかれてしまって、思いを受け取ってもらえたとは感じられない対応だったという印象を持っているというふうにも、私は伺っております。それで、提出をしたときに全体像が分かるような映像を撮っていらっしゃったということで、そちらも併せて見させていただきました。恐らくノーカットだとは思いますが、お互いの考えが恐らく違う中で、伝え方と捉え方に若干相違があった可能性は、それは酌むにしても、ちょっと私も映像を見て客観的に思ったんですが、もう少し何ていうんですかね、温かみのある返答の仕方がなかったのかなと、町長の話しぶりについて感じた次第です。ワークショップありきというのは、現在開催していることから理解できなくはないですし、報告書をもつての結果をどう反映されるのかに期待はしているところです。町長のほうで。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ちょっと今、気がかりになった点は、映像を見られたと。確かに要望書を持って来られた方は映像を撮られていたんですけども、それをちょっと共有するというのは、ごめんなさい、聞いておりませんでしたので、どういう経緯でそういうふうになったのか

というのは、ちょっとお互いの信頼関係にどうなのかなってちょっと思うんですけども。それで私が何かそつない、つれない態度とか何かそういうふうに御感想を抱いたということは、それは直接言ってもらえばいい、私はオープンにしておりますので、クローズにしております。それを阿部議員を通しておっしゃられたっていうのは、いささかどうなんだろうかと、ちょっと私もオープンにしています。いつでもそういうお話し、またはワークショップで言うことがあったらおっしゃってくださいというお話をした中での、ちょっと阿部議員を通した御発言だったので、いささか、ちょっと私もどういうことなんだろうなというふうに思った感想です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 映像については、事前に許可を得て撮影したというやり取りがあったというふうには見受けられたんですけども、もし、私の承知していない範囲において、その許可について、何かもう少し高度なやり取りがあったか、別のニュアンスでちょっと伝わってしまったとかということがあったら、私のほうからも、見せていただいた会の方々に確認を改めて取ってみたいというふうに思っております。ので、それに関して個人的に私も感じた旨、私見を述べさせていただいたところあるんですけども、お伺いした内容も含めてですね、それがそもそもちょっと公開をする前提ではなかったものだとすることであれば、私の先ほどの発言は取消しさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ちょっと確認する前に御発言されるというのは、ちょっといささか勇み足で、ステークホルダーがたくさんいる中でいかなものかと思います。映像に関しても、もう私は本当に何度も言いますがオープンにして、私は意見交換をオープンにされる、ただ、その私が話した発言によってまた独り歩き、発言が独り歩きすることというのは非常に私も慎重になっておるところでございます。その要望書を持って来られた方の会に、阿部議員もメンバーなんですか、そのメンバー。

○議長（鈴木忠美君） いいですか。阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今の質問、私答えるべきなんでしょうか。答えは持っているんですけども。

○議長（鈴木忠美君） いや、メンバーなのかってことを今町長聞いたわけでしょう。

○2番（阿部彦忠君） はい。メンバーではございません。

○議長（鈴木忠美君） ではない。

○2番（阿部彦忠君） はい。

○議長（鈴木忠美君） 単なる今回は紹介議員と。あれについてはな。ここでないけど、ほら…
…。

○2番（阿部彦忠君） はい。議長ちょっと別件だと思います。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） すみません、反問権がないので何ともあれなんですけれども。ただ、メンバーではない方にその要望書を受け取る、またはそのテーブルに着いた中の会話が外部に出してしまったというのは、ちょっといかななものかなというふうに私は今、率直に思ったんですけれども。また、それを本会議の場で発言で使いますよと言って許可を得ている、部外者の阿部議員が、部外者の阿部議員が許可を得てこちらの本会議で発言しますということを、言ってそれがいいよって言われたのかどうかというの、ちょっとそこのやり取りも私はどうなのかと思って、今ちょっと手を挙げさせていただいたんですけれども。私どもも信頼関係のある中でカメラを、交渉の中にカメラを持って臨むということは結構私どもも身構えちゃいますし、慎重になりますし、それであえて公開、私たちがやっているワークショップは全部公開ですし、もちろん税金使ってやっていることなんで全て公開ですというお話をさせていただいておりますが、その中で、そのメンバーでない方たちにその映像が、それは外部に漏れたと言っているのか、漏らしたと言っているのか、外部とあらかじめ最初から共有しますって、それはちょっと聞いていなかったような気がするので、ちょっといささか、今後そのカメラを持っていらっしゃるというのに対しては、いろいろ話合いはしなきゃいけないかなと思った、ごめんなさい、これは所感です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） その映像の取扱いに関しては、どうしても私もその場にいたわけではなく、その撮影した方々、要は会の方々からお話をいただいたまでに、それ以上でもそれ以下でもないというところなので、その映っていないところで、また別途どのようなやり取りがあったかということは、ちょっと私はどうしても分かりかねるところがあります。どのように提出したか、報告をしたいということと、私もその会のメンバーではない中で議員として中立の立場として、そのなのとか、どのように行われたのか、どういった御意向を伝えられたのかとか、そのあたりの話を聞きに行ったというものであります。

○議長（鈴木忠美君） いいですか。町長。

○町長（熊谷 大君） であればですよ、阿部議員。今ここでちょっとそのお話をするというのは不適切なんではないかなと思うんです。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 少なくとも、私がお話を聞いた中での認識としては、そのようなやり取りについて事前に許可をいただいたものというふうに聞いておりましたので、その話を基にそのまま判断をしたというものです。なので、ちょっとそこの、私も聞いた報告がじゃあ一々疑わなければいけないのか。それはじゃあうそだったのかってなると、ちょっと收拾つかないところもどうしても、今の時点で証人がいるわけじゃないので、出てきてしまうのかなというところもありますし、ちょっとこれ、このまま進めても分かり合えない印象も拭えないんですけども、これちょっと次にもう進めてもいいですか。

○議長（鈴木忠美君） ちょっとお待ちください。今の発言、ちょっと待ってください。今の発言聞いていると、阿部議員は聞いた話とかそういうので、やっぱり当局に持ってきたときはお互い信頼関係を持って提出すべきだと私は思うんですよ。そういう持ち込んだっていうことはやっぱりその辺は許可をいただいたということで今お話をしたけれどもね。ただやっぱり、この公式の場でそれが今度は、今映像のことも話したけれども、そのことについては、その後についてはちょっと分かりませんと言うんだったら、もうそんな話はここでやる話では私はないと思います。ただ、その辺で町長はどうなのかっていうあれが話したいところだと思うんですけど、私は議長として今その判断したところでございます。

今の件はそれで、この件については終わりですか、それで。次行くんですか。はい。阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 2の（1）コンプライアンスの件です。

①なんですけれども、現金の取扱いは利府町準公金取扱規則に従っているとのことですが、なぜこのような不祥事がルールに従っている中で発生したのでしょうか。まず、先ほどの答弁でも、各部署によって若干の差異があったということはお聞きしましたが、まずもって現行のルールにおいて一連の流れについて教えてください。要は、現金を預かってから運搬はどのように、運搬中はどのように現金を保管して、その後入金をするということであれば、その入金に伴うチェックまでの取扱いをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

準公金の管理規則、こちらにのっとった運用で、その不祥事があった部署でも事務の確認というのは行ってございます。その不祥事を起こした者が着服していたにもかかわらず、それが不明金だということで、それを一生懸命探していたというのが3月まで続いていたということでございますので、この規則自体は守って行っていたものですので、この規則に違反して不祥事が起きたということではございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ともすると、報告の内容に虚偽があったためにチェックが行き届かなかったというところがあったのかなというふうに理解いたしました。発覚が年度後半という遅い時期だったこともありますので、このチェック体制が確立されていればもっと早くに発見するものも可能だったのではないかというふうに思っております。

現段階でその対策、マニュアルづくりを進めているということなんですが、何か決まった内容、運用の仕方について、明確なものが出ているものがあれば教えていただきたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） マニュアルを今つくっている最中でございます。それで決まったものというのはまだないので、何とも申し上げられないんですけども、ただ、今そのつくっている過程の中でも各課において対応が可能なものというのは、既に対応を進めているものもございます。例えば、これまで担当の課の中で一時保管していた準公金を会計課の金庫のほうに随時預け入れをすると、そういったことですか、それからあと準公金の管理者、各課の課長になりますけれども、そちらのチェックをもちろん強化しているということ。それから、これは団体さんへのお願いも含んでのことなんですけれども、これまで役場のほうでその管理をさせていただいていた通帳であったり、現金の管理というのを、団体さんのほうでやっていただけるように既に変更をさせていただいているということもございますので、まずマニュアルの作成にはもう少しお時間はいただきたいんですけども、できるところから今やっているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ③原則、全職員対象とのことですが、特別職は研修を受講したのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 今回一般職のみの対象ということで特別職は受講してございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 特別職向けの研修があれば、また今後、実施する予定はあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 特別職向けの研修というのはあまり、すみません、勉強不足かもしれませんが、聞いたことはなかったんですけれども、今回の研修の一般職向けの管理職と、あとさらに一般職ということで2パターンあったんですけれども、そちらの資料については特別職も、もう研修始まる前から共有しておりまして、もうお目通しはいただいておりますので、それをもって研修を受けた職員と同じような今認識でいただいているというふうに考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 特別職向けの研修があるかないかということについては、聞いたことないというのがあったんですけれども、最後、特別職を除外した理由があれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。

○総務部長（村田 晃君） 除外した事由ということでございますが、今回の不祥事案については特別職がどうこうではなく、一般職が引き起こしたもののというのがまずございます。特別職について管理監督責任、そういったものはもちろん問われるべきということはございますけれども、事案自体、一般職がそのコンプライアンスを守れず引き起こしてしまったということになりますので、今回は一般職のみの研修とさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、2番 阿部彦忠君の一般質問を終わります。

ここで若干休憩します。

再開は13時56分。ちょっと忙しいけれども。

午後1時50分 休 憩

午後1時56分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番、日本共産党の金萬文雄です。今日は、2点について御質問したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは通告書に沿って御質問させていただきます。

1、下水道及び合併処理浄化槽の整備について。

下水道は、浸水防除、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として整備され、社会にとって不可欠なインフラ施設であります。また、浄化槽は、人口密度の低い地域において、生活排水を各戸ごとに処理し公共用水域に放流するもので、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与するものとされています。

町の下水道事業経営戦略によると、令和4年度水洗化率は97.67%であり、令和15年に100%を目標としています。一方で、浄化槽整備については令和5年度決算において、合併処理浄化槽維持管理補助は157件あり、浄化槽未設置131件と報告されております。

仙台のベッドタウンとして人口増加を見込んでいる町として、生活環境及び公衆衛生の観点から、汚水処理の整備は重要と考えます。以下について伺います。

（1）水洗化率100%に向けた実施状況と課題について伺います。

（2）合併浄化槽の整備計画について伺います。

（3）国が進めている公共浄化槽整備について町の考えを伺います。

2、利府町版m o b iの利便性向上についてであります。

利府町版m o b iは、令和5年11月27日より実証運行を開始し、令和6年12月1日より半径3キロメートルにエリアを拡大し実証運行が継続されており、公共交通を補完する交通手段として期待されているところであります。今後の運行計画とさらなる利便性の向上に向けての取組について伺います。

（1）現在までの実証運行の目標達成状況と課題を伺います。

（2）小回りが利くm o b iの利点を生かして、さらに利用しやすくするため、エリア内乗降場所の追加・変更が可能か伺います。

（3）高齢者の利用支援として、次の点について伺います。

①スマートフォンを持っているが利用登録が難しい方向けに、m o b iの登録サポート窓口の開設ができないか伺います。

②シルバーパス利用者の料金減免の考えはないか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1、下水道及び合併処理浄化槽の整備について、2、利府町版m o b iの利便性向上について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の下水道及び合併処理浄化槽の整備についてお答え申し上げます。

まず、（1）の水洗化率100%に向けた実施状況と課題についてでございますが、本町では公共水域の保全及び地域社会の環境保全のため、家庭雑排水や、し尿などの汚水処理につきましては、集合処理する公共下水道区域と個別処理する合併処理浄化槽区域を定めて、それぞれの整備を推進しております。

議員御質問のとおり、下水道処理区域内の水洗化普及率については高い水準ではあるものの、高齢者世帯であることや独り暮らしなどの理由により接続を望まないことが要因となり、いまだ100%に至っていない状況となっております。町といたしましては、今後も資金面での融資あっせん制度の活用を促すなど、水洗化に向けて支援し推進してまいりたいと考えております。

次に、（2）の合併処理浄化槽の整備についてでございますが、現在、下水道整備区域外の合併処理浄化槽について、適正な設置及び維持管理を促進し支援するため、設置や維持管理に係る経費に対し補助を行っているところでございます。

また、昨年度末における事業認可区域内での公共下水道の整備率は約85%で、全ての区域の整備を完了するためには今後も多額の事業費や長い期間がかかることが見込まれています。そのため、町独自の施策として、下水道の整備区域ではあるものの、地形的な要因等により整備が困難な地域を対象に合併処理浄化槽の設置に係る経費に対して補助金を交付する制度を令和5年度から創設しており、昨年度には1世帯が本補助金を活用し合併処理浄化槽を整備しております。

今後も、本補助金の周知を図るとともに国の交付金も活用しながら合併処理浄化槽の普及を促進してまいりたいと考えております。

次に、（3）の国が進めている公共浄化槽整備についてでございますが、現在、町では国の交付金と併せて町独自で創設している補助金を活用し、合併浄化槽整備の普及促進を図り、維持管理についても使用者の負担が軽減されるよう取り組んでおります。

議員御質問の公共浄化槽整備については、市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、使

用者から適正な料金を徴収する制度であり、現在、公共浄化槽整備に取り組んでいる自治体の多くは、その対象面積も広く、いまだ単独処理浄化槽の使用などにより、合併処理浄化槽の普及が進んでいないことから整備を加速化させ、生活環境の保全等を目的に取り組んでいるものであります。既に本町においては、合併処理浄化槽の普及も着実に進んでおり、全国でも取組事例が少ない維持管理費用に対する補助も町独自で行っているなど、適正な汚水処理が図られているものと考えております。

このようなことから本町といたしましては、国の交付金と併せて町独自で創設している補助金を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を行ってまいりますので、公共浄化槽による整備は考えておりません。今後も公共用水域及び地域社会の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の利府町版m o b iの利便性向上についてお答え申し上げます。

まず、（1）の実証運行の目標達成状況と課題についてでございますが、昨年の12月定例会におきましても答弁しておるとおり、利府町版m o b iの令和6年度の目標につきましては、利用者数を月1,500人まで増やすこと、収支比率を町民バスと同等の月12%まで引き上げること、利用者満足度を昨年度並みの8点以上とすることの3点としております。

このうち利用者数につきましては1,534人、利用者満足度につきましては8.2点と目標を達成しておりますが、出資率につきましては10.4%と目標達成には至っておりません。

このようなことから、今後は事前予約システムを導入し、利便性及び収支率の向上を目指してまいります。

次に、（2）のエリア内乗降場所の追加や変更についてでございますが、利府町版m o b iにつきましては、乗降場所の追加や変更が可能な交通システムとなっており、利用者からの御意見や御要望を参考に今年度につきましてもエリア内の交通空白を解消するため乗降ポイントを追加していく予定としております。

次に、（3）の①のm o b iの登録サポート窓口の開設についてでございますが、実証運行開始時よりコールセンターを設置し、登録サポートを積極的に実施するとともに、公共交通係を窓口として町内会や各種団体などの要望に応じて利用説明会を実施するなど、登録サポートを行っているところであります。今年度も引き続き役場の窓口をはじめ、各町内会の集会所に出向き登録サポート説明会を実施する予定としております。

最後に、②のシルバーパス利用者への料金減免についてでございますが、昨年の12月定例会

におきましても答弁しているとおり、現在、実証運行期間中であることや、さらには収支率を向上させることを目標の一つと掲げていることから料金の減免は考えておりません。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し再質問の発言を許します。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

まず、1点目の下水道及び合併処理槽の整備についての再質問からさせていただきます。

まず、（1）の水洗化率100%に向けた実施状況の課題についてですけれども、直近の水洗化率をまず伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

令和7年4月末日で97.69%となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 97.69、少し改善したというところですかね。97.69、あまり変わっていない。分かりました。ありがとうございます。

もう一つ質問です。進まない理由として、町長答弁にもありましたけれども、接続を望まないことが要因というふうな、高齢者とか独り暮らしのところで接続を望まない、多分これ本管に接続を望まないということだと思うんですけれども、このことについてちょっと具体的に教えていただければというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

本町の水洗化につきましては、御質問にもありましたとおり、令和4年度から6年度末まで引き続き約97.7%と、全国平均と比較しましても高い水準で推移しております。いまだ水洗化に至っていない御家庭につきましては、町長答弁にもありましたとおり、高齢者世帯であることや独り暮らしであることなどの理由により接続を望まないことや、工事費用の関係から水洗化に至っていないものと伺っております。

このことから、資金面については、例えば融資あっせん制度などもございますので、下水道工事施工時や完成後など、対象となる方の融資制度の周知を図っていくとともに、引き続きホームページによりまして、例えば水洗化の周知やあっせん制度も周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 独り暮らしとか高齢者ということと金銭的な問題ということなんですけれど、逆に言えば金銭的な負担が解決すればこれ推進される状況にあるんじゃないかなっていうふうに思うんです。その点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

工事の施工時であったり、完成後であったり、例えば職員が公共ますの設置の同意書とか頂くときに、御家庭に確認とか伺ったりするんですけれども、そのときの過程としまして、先ほども申し上げましたとおり高齢者世帯とか独り暮らしとかのほかに、今後例えば建て替え予定があるとか、やっぱりその資金面が難しいとか、あと地形的にちょっと難しいとか、そういういろんな条件があって水洗化率100%に至っていないような状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 金銭的な問題である、下水道法では供用開始の告示から、本管の供用開始の告示から3年以内に接続をしなければならないというふうになっていますけれども、個人的な金銭的な負担が伴うので、そこはないということです。なので、3年だからっていうふうにはならないとは思いますが、町としては多分推進しなければいけない立場であると思いますので、町として下水道接続推進するための対策として、例えば資金融資のあっせんの推進というふうに答弁しているんですが、家計が苦しいとか年金暮らしという中で世帯はなかなか難しいですね。工事をするとか、新たにトイレを替えるということが非常に困難だというふうに、特に金銭的な面では困難だというふうに考えます。

それで、石巻市とかやっているように接続助成金、これ上限20万円ぐらいなんですけれども、全国でも、県内でも何件かな、継続助成金っていうのをやっているところがありますので、そういうような検討はできないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

経済的な理由によりまして接続できない方につきましては、融資あっせん制度を紹介しておりますけれども、必ずしもこの融資あっせん制度を使うということではないと思いますので、今の御質問にありました内容につきましても、県内使われているところがあるということです。

ので、今後調査のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 改めて伺いますけれど、この（1）のところですね。改めて伺いますけれども、100%を目指していると。水洗化率100%を目指しているということです。どのように進めるのかというところが、難しいところは難しいというふうに思いますけれど、全部公共下水道にするわけにはいかないわけですから、どのようにして進めていくのかというのをちょっとお聞きしたい。具体的に個人的な事情もあるということなんですけれども、100%を目標にしている限りは何か対策をすとか、どのように進めていくかというのを検討されているのかというのを聞きたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

現在、町の下水道事業経営戦略の中で、御質問にもあったように令和15年度で水洗化率100%を目標としております。この100%水洗化につきましては、下水道の処理区域内、要は下水道工事をしたところの水洗化率の数字でございまして、今、先ほど議員のほうから御質問あったとおり、3年以内に水洗化にすることを義務づけられておりますけれども、なかなかその金銭的な理由とか、高齢者世帯とか、そういった理由によってなかなか100%まで至っていない状況でございまして、その課題、取組につきましては、先ほども申し上げましたとおり、例えば現場で職員が工事したお宅とかに融資あっせん制度の御紹介をすとか、そういったことを地道に水洗化に向けての取組をしまっているしか、今のところはもうないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうですね、地道にやるしかないかなとは思いますが、先ほどの助成も含めて少なくとも金銭的な理由があるところに関しては、少し進められていけるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと検討していただければいいかなというふうに思います。

（2）に行きますけれども、浄化槽の整備計画についてです。さっき述べたように、下水道は生活環境及び公衆衛生、最近では災害対策上でも重要なインフラというふうになっていますけれど、この整備は町の総合計画のまちづくりの方向性、誰もが幸せを実感できる着実なまち

づくりの前提条件ではないかというふうに考えます。現状では、下水道整備区域と浄化槽の区域があるということですが、全て先ほど言ったように、下水道にするというのはまず困難だというふうに私も思います。それで質問ですが、下水道整備区域と浄化槽区域の区分けの基準というものはあるのかどうか。つまり、公共下水道整備外とする理由というのがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

現在、町では汚水処理施設整備構想により、町内における効率的な汚水処理施設の整備を推進しております。下水道区域と浄化槽区域の区分けにつきましては、まず既に下水道整備を行っている区域以外の集落や家庭、家屋におきまして、地形条件から連担性や集落の形態等から、一団の区域を設定しまして、この設定した区域について既に下水道整備を行っている区域への取組の検討について、管渠やマンホールポンプ等の設置費、維持管理費から、経済性を基に比較検討を行いまして、下水道整備による集合処理区域と浄化槽による個別処理区域の設定をしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 端的に言うと、その世帯数とか、あとはその設置ができるかどうかという場所の地域的な問題というところでの大体検討をして区分もしているということで、単純に言うとそれでよろしいですか。はい。

もう1個質問ですが、現在の浄化槽と浄化未設置の行政区ごとの世帯数が分かれば伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

浄化槽の未整備地区の状況についてでございますけれども、浄化槽区域につきましては現在、浜田地区、赤沼地区、菅谷地区、春日地区、加瀬地区、藤田地区などの8地区となっております。このうち、令和6年度に菅谷地区と春日地区と加瀬地区で合わせて3基、浄化槽を設置しておりますので、今現在、未設置戸数は128世帯となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 後で細かい資料を頂ければありがたいです。多分、地区によって差があるというふうに思うんですけど、特に数%か何十%というところも、二、三割というところもあると思うんですけど、特に多いところというのはどこら辺の地域になりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

浄化槽の未設置の比率でございますけれども、今年の3月末現在で今一番高いのが加瀬地区の24.8%、次いで藤田地区の22.8%、あと春日地区の10%が未設置比率となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。大体2割ちょっとというところが3地区ということだと思っておりますけれども、ここはさっき言ったような世帯数と地域、土地の形状もそうなんでしょうけれども、そういうふうなところでなかなか難しいという地域っていうところで、浄化槽区域ということで区分しているということによろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） 御質問のとおりでございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 浄化槽は公共下水道で整備されていない地域において、汚水を浄化する施設ですね。合併浄化槽の設置が進められていますけれども、その設置と管理は個人になります。それで、浄化槽設置には5人槽は大体設置するのに費用は80万から120万かかります。7人槽は100万から140万必要とされております。現在、費用助成は5人槽で65万円上限で、6人槽及び7人槽は76万円。約半額の助成というふうになっておりますが、設置者はそのほかにも水洗化工事もありますので、それ以上自己負担はかかるということになります。助成があっても多分総額100万ぐらいかかるのかなというふうに思います。さらに工事費用の高騰もありますので、なかなか踏み切れないということがあると思います。

それで質問ですが、下水道整備区域外の浄化槽の設置をどのように進めていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

浄化槽区域につきましては、現在、町のほうで設置、維持管理に係る補助金のほうを交付し

ております。特に設置につきましては、国庫補助に対して町の上乗せ分、上げております。維持管理につきましては、これ県内でも6市町なんですけれども、これは単費のほうで、町の一般財源のほうで維持管理のほうも補助を行っておりまして、そういった面も含めて支援を行いながら整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 先ほどの金銭的なことも含めて、やっぱりなかなか半額助成といっても、トイレの改修も含めて工事がありますので100万以上かかるというふうなところでは、なかなかやっぱりこの経済状況の中では難しいので、半額と言わず、これ助成金の新設のところの増額というのは検討できないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

現在、設置に係る支援につきましては、ただいま申し上げましたとおり、国庫補助も活用しながら行っております。また、町におきましては、独自に補助対象額に上乗せをして設置費の補助を行っております。昨年度の補助実績の平均的な設置費からほぼ7割、ケースによりましては8割以上の助成となっています。これにつきましては、浄化槽本体の工事費、あとは附帯設備に対しての補助額になりますけれども、機種であったり、メーカーによっては浄化槽の本体の価格も違いますので、同じ人槽を工事費にしたとしても補助で7割、本当にケースによっては8割以上の補助となっております。

このようなことから、工事費用の動向も注視してまいりますけれども、今後も現行の補助制度を周知し活用しながら支援してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ちょっとなかなか経済的なところでは進まない部分はあると思うんですけれども、増額も含めて御検討いただければいいかなというふうに思います。

それで、先ほど出ていましたけれども、今、町として合併処理浄化槽の維持管理補助事業として、5人から7人槽が年1件ですね、1件で2万2,000円。そして8人から10人層で2万7,000円という補助をしています。実際にかかる費用は法定点検も含めて5万円近くかかっています。合併処理浄化槽は町が、公共下水道と違って日常的に個人管理で町の環境衛生に寄与しているというふうに思いますので、維持管理補助としては割に合わないなというふうに感じている方もいらっしゃると思います。

それで質問ですけれども、この管理料も含めて助成金の増額について検討できないか。要するに、公共下水道は町が常に管理している。そして、浄化槽については個人が常に管理しているというところでは管理の仕方が全く違いますので。だけれども、両方とも公衆衛生に寄与しているという、町の環境に寄与しているというところでは、管理のところでも個人としては努力しているわけです。そういう意味では、単に管理料、法定点検とか点検管理料だけの助成だけではなくて、個人に管理しているという、町に寄与しているということも含めて、この増額について要望もありますので、御検討できないかというふうに思いますのでいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

ただいま御質問いただきました、合併処理浄化槽の維持管理の補助金につきましては、昨年度令和6年度、全部で168件の方、御利用いただいております。今、御質問にありましたとおり、国のガイドラインによりますと平均の維持管理費が5万円、例えば今5人槽ですと補助金が2万2,000円。差額、単純な差額で年個人負担で2万8,000円となります。月額計算としますと大体2,300円前後になります。これにつきましては、下水道の月額の利用料とさほど変わらない額となっております。なので、こういった面も踏まえまして、今行っています町の補助金のほうを引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 先ほど言ったように、公共下水道、払う料金は大体同じぐらいということなんですけれど、公共下水道、浄化槽もね。なんですけれど、金額の問題ではなくて、やっぱり管理が違うんだというところから、少しそこら辺、日常的な管理をしているというところから、そこも含めて増額ということも検討してもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

現在、浄化槽の維持管理補助金の増額については、増額の要望等特にいただいておりますので、引き続き今の額で補助支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 実際に要望もありますので、町に届いていないかもしれないですけど、よろしくお願いします。今後も検討を続けていただければというふうに思います。

それで、実は下水管の、公共下水管の耐用年数は50年というふうに言われていますけれども、浄化槽の耐用年数は20年から30年というふうにされています。もし交換となれば、業者のネットで見ると80万から150万、つまりファンも含めてそこが相場だというふうに言われています。それで環境省、平成14年の環境省の生活排水処理施設整備計画策定マニュアルというのがあるんですけど、それによると十分個人が整備管理されていれば30年以上でも使用可というふうに出ていましたけれども、ただ、これ交換しない、あえて耐用年数あるから百何十万かけてやろうかという人もなかなかいないと思うんですよ。ただ、これ耐用年数を過ぎてひび割れたり、点検はあるにしても、ひび割れたりとか、浄化機能が落ちたりとかということになると、公共性、公共環境にとっても非常に大きな問題になるというふうに思いますので、ここに関してもちょっと関心を寄せないといけないのかなというふうに思います。それで、現在浄化槽を設置しているところについて、例えば耐用年数の把握というのがされているかどうかを教えてくださいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

浄化槽の耐用年数の把握でございますけれども、設置補助に係る現在の利府町合併処理浄化槽設置事業補助金につきましては、平成13年度から施行しておりまして、施行以降に補助金を活用し設置した方については、その実績から少なくとも24年を経過していると認識しております。ただ、現行の補助制度の創設以前に当然設置した方もおりますので、実際にはさらに経過している浄化槽もあると考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私が聞いたところでも大体30年たつたという人もいらっしゃるって、まだ全然、ちょっと部品を交換した方もいらっしゃるんですけど、まだ大丈夫そうだっていう話なんですけれど、これからどうするのかなというところもちょっと不安がある方もいらっしゃるって、それで現在、浄化槽の設置の助成がある、先ほど言ったようにあると思うんですけど、新設だけになっていると思うんですけど、これ更新の方にも、浄化槽の更新についても適用できないかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

現在、国のガイドラインによりますと、機器交換等の長寿命化を図った場合、耐用年数は50年、長寿命化を特にしていない場合30年とされております。現在、設置助成につきましては、新規の設置を想定しまして創設しているものでございます。現在、窓口等におきまして、今、更新費用の補助等について特に要望はいただいておりますけれども、今後、耐用年数を超え、使用にも支障が出てくるような浄化槽も出てくることも想定されることから、他市町も参考にしながら調査研究のほうも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひ検討していただければというふうに思います。今後の町の環境、公共環境のことですので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

（3）に行きます。公共浄化槽についてです。

町長お話ししたように、公共浄化槽については町が管理するという形になっております。繰り返しますが、污水处理施設は生活環境及び公共衛生上、住みよい町の発展には前提となる重要なインフラ整備であります。下水管は町が維持管理しますが、浄化槽は個人が維持管理するものとなっている、そのために個人の管理状況によって左右されるというふうに、先ほどこちんと整備されると50年もつって話なんですけれども、左右されるということになります。つまり、地域の環境衛生が個人任せになっているということになります。これは個人の仕事ではないのではないかなと。公共団体の仕事ではないかなというふうに思います。公共浄化槽というのは、市町村が合併浄化槽を維持管理する事業になっておりまして、仙台市では平成16年から市独自で公共浄化槽が実施されておりまして、具体的には、公設・公管理型の浄化槽で、2か月に1回浄化槽の大きさに応じて浄化槽使用料をですね、7人槽だと2,580円を納付。要するに下水道料金と同じように納付する形になっているんですけれども、毎月の保守点検とか年1回の法定点検も市で実施しております。新設の場合は、設置費用分担金を1基当たり12万円自己負担ということになっています。このような事業であれば、安定した維持管理や新設も進むのではないかなというふうに考えます。

一方、環境省は、人口減少とか経済的観点から、この公共浄化槽の整備促進を進めています。メリットとして、1つは市町村が管理主体となることで維持管理が徹底され、良好な放流水質を確保できることや住民負担の軽減にもつながる。2点目は、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで、単独浄化槽から合併浄化槽への転換及びくみ取便槽から合併浄化槽への転換が

進めやすくなるというふうにしています。既に公共浄化槽整備で運営マニュアルも出ているところであります。国からのこの制度について、国からも3分の1から2分の1の助成金も創設されているところではありますが、質問です、町は、町長が言っている、うちはかなり水洗化率高いので、公共浄化槽率も高いので、ごめんなさい、浄化槽を設置する世帯もかなり率も高いので、公共浄化槽を考えていないということでしたけれども、この家計が厳しい状況の中で個人の金銭的な負担に期待するということは困難というふうに考えますし、今後の個人で管理するというこの浄化槽の仕組みについても、これは公共浄化槽を進めるべきじゃないかなというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（川口 優君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁とも重なりますけれども、公共浄化槽整備を採用している市町の多くは、現在、浄化槽整備の対象エリアが広く、また、くみ取り式や単独浄化槽からの切替えがあまり進んでいない地域が多い状況となっております。本町におきましては、国の交付金を活用し、整備区域外の設置補助を行うとともに、町独自の施策としまして維持管理費に係る補助も行い支援しております。また、下水道整備区域内であっても、下水道整備が困難な区域において設置補助金を交付しまして浄化槽整備を推進しております。また、浄化槽の切替えも着実に進んでいるものと考えております。

このことから、引き続き国の交付金や町独自で創設している補助金を活用しながら、合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 要するに、なかなかさっきのデータ、水洗化率も含めてなかなかやっばり進んでいかない。浄化槽への設置も金銭的な面からなかなか進まないということでは、これ100%の水洗化率、何か手を打たないと進まないというふうに思うんですよ。もしこれが公共浄化槽が国の制度としては、うちは適用外というふうなことであれば、助成金のことも含めて検討していかないと、これは一歩も前に進まないような気がします。なので、ぜひ具体的な検討をしていただきたいということと、それから公共浄化槽についてもうちちょっと研究をしていただけないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

ちょっと2点目に行きたいというふうに思います。

2点目の利府町版m o b iの利便性向上について伺います。

（１）の目標と達成については、小渕議員の一般質問、それから先ほどの答弁、町長答弁のところでも出ましたので、データについては了解しました。

ただ１点だけ、全国のm o b iの運行自治体を見ると、実証運行中のところが多いんですが、３年くらいで実証運行して本格導入しているところもあります。本格導入するための基準というのは、本町ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、m o b iの実証運行中の目標として、町長の答弁もありましたとおり利用者の人数、あと利用者の満足度であったり、あと収支率の改善ということをまず目標に掲げております。そういったところの目標達成の状況を鑑みて、目標を見て今後の本格運行に向けましては、利府町地域公共交通会議やあと利府町版m o b i推進プロジェクト会議、そちらのほうとも慎重に協議しながら本格運行に向けての協議を進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○７番（金萬文雄君） やっぱり収支率が当面の目標というお話でした。まずここをクリアする中で、利用者も当然増やさなきゃいけないと思いますけれども、クリアする中で検討していくという土台ができるということよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） まず、実証運行中の目標として掲げております。そういったところも含めて総合的に皆さんの要望だったり、m o b iの今の運行状況等を踏まえまして、慎重に公共交通会議だったり、m o b iの推進プロジェクト会議であったり、そういったところで協議をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○７番（金萬文雄君） じゃあ（１）については、次に行きたいというふうに。

（２）に行きたいと思います。エリア内の乗降ポイントの追加・変更について、これは実証運行中なところでは変更できますよと、追加変更できますよということですが、１つ聞きたいのは乗降場所、乗降ポイントはどのような基準で決めているのかを聞きたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、乗降ポイントの設置についての基準につきましては、目的地となる商業施設やあと学校、すみません、公共施設やあと子育て施設などを、あと併せまして介護施設などをポイントとして、乗降ポイントとして設定をさせていただいております。あと身近なところということで、住宅地の中であればごみ集積所だったり、比較的皆さんが御利用しやすい、認知しやすい場所に乗降ポイントを設置するというので進めておりますが、一応m o b i の車両が結構普通自動車とは違い、ちょっと大きいところもございます。そういったところもあることから、道路幅員等も考慮して乗降ポイントが設置できるかというのは現地調査をしながら設置をしている状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。m o b i の乗降ポイントは、バスと違って必ず通る場所ではない。タクシーと違ってドア・ツー・ドアというわけではないというところでは、m o b i は呼んだときに乗降できる場所としてあるために、乗降に利便性のよい場所かどうかによって利便性が違うというふうになります。したがって住民の中には、バス停まで遠くて通院に毎回タクシーを利用している方がいらっしゃいますけれど、そのような方は乗降ポイントの設定によっては利用したいという要望が出ている方もいらっしゃいます。ですので、答弁では利用者の御意見、御要望を参考に追加していきたいということなんですけれども、昨年12月からエリア拡大した地区からも乗降場所を増やしてほしいという要望があります。この要望があった場合、例えば、明日こういう要望がありますよっていった場合、どのタイミングで変更できる、反映できるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

要望に対しまして、即時に対応できるかということそうではございません。やはり現地の調査をして、利便的なものとあとm o b i の車両が通りやすいところなのか、止めやすいところなのか、停車しやすい場所なのかということも出てきます。そういったことも踏まえまして今年、今先ほど小淵議員の質問のときに町長のほうの答弁にもございましたが、今年9月頃をめどに事前予約システムを導入しようということ今進めているところでございますので、そういった何かの機会を捉えて、併せて乗降ポイントの変更についてもお知らせできればということで考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 様々な要望というのは、利用者のアンケートもあると思うんですけど、利用していない方の要望も含めて、そこは今m o b iの登録窓口あると思うんですけど、そこに持っていけばよろしいのか、どういう窓口があるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

m o b iの窓口としましては、生活環境課の公共交通係の窓口になりますので、そういった御要望等があれば、逐次お教えいただければなと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 次に（2）のところにつながるんですけど、（3）か、ごめんなさい、（3）につながるんですけど、公共交通の係で登録サポート窓口あると思うんですけど、例えばそこに、常に何か要望を書けるようなものを置いておくとか、そういう気軽なアクセスできるようなものがあるといいのかなっていうふうに思いますので、わざわざ要望みたいなものを持っていってお願いするというよりも、要望があればという形でアンケートと同じような様式でも結構ですので、あるといいのかなというふうに思いますので御検討ください。

それでサポート窓口、今あると思うんですけども、今実際どのようなサポートを行っているか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

サポート窓口については、アプリの登録の仕方とか利用の仕方についてサポートを行っている状況です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 先ほどの小渕議員の中でも利用者を増やす、登録を増やすということがまず大事。スマホでやっぱり高齢者の方がダウンロードして、そして私もダウンロードして登録までは教えることができるんですけど、回数券とか、これクレジットカード入力しなきゃいけないんですよ。そこまで私介入できないので、今はもう、例えばコンサートとか食事も、お店でもうスマホ対応ですよ。なので、そういうところでは定員さんとか担当者が丁寧に教えているんですよ。そういうふうなことができないかなというふうに思います。

m o b iのサポートセンターはありますけれど電話ですから、電話じゃ難しいというふうに思いますから、そのようなサポートはできないかなというふうに、例えば、どこに行ったら教

えてくれるっていったときに、あそこだよっていうふうになれるといいのかなというふうに思いますので、そこら辺そういうのをサポートできるかどうか教えていただければ。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、サポートにつきましては、窓口等も行っている次第ではございますけれども、実際、職員のほうが、ちょっとした町内会とかサークル活動みたいなところ、二、三人とか、四、五人程度なんですけれども、そういったところに職員が直接出向きまして、その登録の仕方とか利用の仕方についてマンツーマンぐらいの形で職員が対応しておりますので、そういった御要望があった時点で私たちのほうでもすぐそういったところに駆けつけるような体制を取れますので、何とかそういう機会があれば窓口のほうにお問合せいただければなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 公共交通係、出張指導しますとか、周知をもっと積極的に行っていただければいいかなというふうに。ガイドブックに例えば出張指導しますとか、ホームページももっと分かりやすくしていただければいいのかなというふうに思います。ぜひ御検討いただければというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

現在、行っております窓口サポートのみならず今後広報紙など、あとホームページ、あとLINE、あと今度防災アプリということで、まもりふもございます。そういったところも通じまして登録サポートの実施についてお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 最後、3の②のところ、高齢者減免についてですけれども、12月の質問答弁では実証中なので無理だということだったんですけれど、どの時点なら検討できるんでしょうか。この高齢者の減免とかについて。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 今の段階で、どの段階でということでの話はできないと思うんですけれど、あくまでも実証運行中に得た内容を検証しながら検討を進めることだと思います。ただ、あくまでもm o b iにつきましては収支率を上げるということが前提となっております。

ますので、高齢者の方が本格運行になったときに利用していただくというのは大変喜ばしいことではあるんですけども、そこをあえて減免という形とか免除という形をしていくと、その収支率がちょっと、その目標というのか運行自体に支障を来す場合もございますので、そこは慎重に検討はさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私はシルバーパス利用者を適用できないかというふうに言っているのですが、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

そういったところも含めまして、収支率の改善というか向上に向けた検討に合わせて慎重に検討させていただきたいと思います。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） 以上で、7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は14時57分。

午後2時50分 休 憩

午後2時56分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番、共産党の土村秀俊でございます。終わる時間を皆さん心配しているようですが、なるべく早めに進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。質問事項は2つであります。

質問事項の1、ふるさと納税事業の取組についてであります。

町は平成20年度から、ふるさと納税事業に取り組んで令和7年度で18年目に入ります。この間の寄附金額は令和元年度までは年間数百万円から数千万円だったわけですが、令和2年から急激に増加してきております。令和2年はここに書いてあります2億2,000万円でした。以下、この事業について伺います。

（1）令和6年度の町のふるさと納税額は一部減額補正をしたものの、7億2,000万円の収入

で、県内の町村ではトップクラスでありました。この事業の令和以降の取組の成果と、町の財政や施策への効果や教訓について、どのように町は評価しているのか伺います。また、今後のふるさと納税の事業展開については、町はどのように考えているのか伺います。

（２）ふるさと納税の活用は、令和7年度の予算では6つの事業に計上し配分してありました。寄附者の意向なども考慮したためか、各事業の配分額は年度により大きく変化しております。この予算の配当額についての算定方法は、どのような過程を経て決定しているのか伺います。

（３）町が行う地方創生の取組に対する企業版ふるさと納税も増加傾向にありますが、この寄附を受け入れたことで町の地方創生事業の促進にどのような貢献をしていると評価しているのか伺います。また、留意事項として寄附企業への経済的利益供与の禁止や地域再生計画への効果検証を記載するとありますが、町はどのような対応をしているのか伺います。

質問事項の2です。学校給食の取組についてであります。

（１）異常な物価高騰が続く中、米をはじめ、賄い材料費など様々な経費の値上がりで、町は量と質を確保した献立の提供に苦慮していると思いますが、物価高騰は落ち着く気配はありません。この事態の中でも、子供たちの食育を支える学校給食への物価高騰の影響を極力減らすために町は様々な対策を検討していると思いますが、今後の対応についての考え方を伺います。

（２）経済状況が厳しい中、小学生の保護者からは学校給食の無償化の要望は強いです。議会の質疑でも、保護者が集う機会などでの無償化の声があることは町は把握しているという答弁もありました。さきの予算委員会の質疑では、国が来年度以降に小学校の無償化の検討をしているので、町は国の動向を踏まえるという答弁をしておりましたが、国の動向は今不透明であります。町は、保護者の切実な声に応え、早急に小学校5年生以下の無償化の実施と財源確保の検討を始めるべきと思いますが、町の考え方を伺います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1のふるさと納税事業の取組については、町長。2の学校給食の取組について（1）については、教育部長。（2）については、町長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目のふるさと納税事業の取組についてお答え申し上げます。

まず、（1）の令和以降のふるさと納税事業の取組についてでございますが、私が町長に就任後、ふるさと納税に力を入れるため新たな返礼品を追加し、掲載するポータルサイトを増やすとともに、令和3年度からシティセールス係を新設し、さらなる事業の拡大に努めてきたところです。さらには多くの方に御寄附を頂けるよう広告によるPRはもちろんのこと、これまで納税していただいた方々に対し、定期的にダイレクトメールを送付してリピーターとして利府町を応援していただけるように力を入れてきたところです。

このような取組により、毎年寄附額が増加し、昨年度における決算見込給付額は約6億9,000万円となっており、学校給食費無償化事業やシルバーパス事業など、本町独自の施策を実施するに当たり、大変重要な財源となっております。今後につきましてはこれまで同様、様々な施策を講じるとともに、返礼品をより充実させるため新商品開発や商品改良する事業者への補助制度を開始するほか、新たな寄附者の獲得に向けてイベント出展するなど積極的にPRを実施してまいりたいと思っております。

次に、（2）のふるさと納税の事業への予算配分についてでございますが、御寄附を頂く際には、町での使い道を選択することとなっており、その選択された項目と寄附額の割合に応じ商工観光課で配分を行い、総合計画を取りまとめる秘書政策課、予算を調整する財務課と3課で協議の上、各事業への充当を行っております。

次に、（3）の企業版ふるさと納税による地方創生事業の促進についてでございますが、企業版ふるさと納税は本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点目標に賛同いただいて御寄附を頂くもので、これまでの事例といたしましては、結婚、出産、子育ての希望がかなう環境をつくるという重点目標に御賛同いただいた企業様からの御寄附で、昨年4月にオープンしたぺあくる内に室内大型遊具を整備しております。

さらに、ほかの事例といたしましては、新しい人の流れをつくるという重点目標に御賛同いただいた企業様からは先月オープンした、お試し移住体験住宅のeーハマハウスや先日リフノスに設置されました荒川静香さんのモニュメントを御寄附頂きました。

また、寄附企業への経済的利益の供与でございますが、法令を厳守し、寄附を頂いた企業へ優遇措置等は行っておりません。

最後になりますが、地域再生計画の結果検証につきましては、毎年度計画に掲げている数値目標の実績を把握し進捗管理を行っており、企業版ふるさと納税制度は地方創生のための様々

な事業に大きく貢献しているものと捉えております。

次に、第2点目の学校給食の取組についてお答え申し上げます。

（2）の学校給食費の無償化についてでございますが、小中学校の給食費無償化は子育て世代の経済的負担の軽減と本町における子育て環境の補助を目的としており、私の第1期目から公約を掲げ、強い信念を持って取り組んでいる重点施策であります。給食費無償化の実現に向けては、議員御承知のとおり、財源の確保や事業の持続性、制度設計の具体的な内容など、課題の整理や実効性の分析を進めた上で、段階的に取り組む方針を打ち出しているところであります。

こうした中で、令和5年度から小学校6年生と中学校3年生の給食費無償化をスタートし、昨年度は大きな課題であった財源の確保について、これまで戦略的に取り組んできたシティセールスによるふるさと応援寄附金の増収や、新たな市街地形成に伴う税込等も見込まれたことから、中学校1年、2年生へ対象を拡大したものでございます。

小学校1年生から5年生までの拡大の見通しについてでございますが、国の動向を見ますと既にこども未来戦略方針に基づき、課題を整理しながら検討を進めており、令和8年度にまずは小学校の給食費無償化を実現させるとの方針が打ち出されております。

このようなことから、引き続き国の動向を注視しながら今後の対象拡大に向けて準備を進めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の学校給食の取組についてお答え申し上げます。

（1）の学校給食における物価高騰への対策についてでございますが、令和2年度以降、保護者の皆様からの給食費については据置きとし、食材料費の値上がりに対しましては、町の一般財源で補填をしているところであります。また、令和4年度以降、国からの臨時交付金を一部活用し、食材料費に充当しております。さらに、令和7年度においては、教職員の給食費について、これまで保護者負担額と同額としていた徴収額の見直しを行い、値上げすることで財源確保に努めております。

献立につきましては、価格の安定した食材への置き換えや旬の食材、地場産品の活用、また、比較的安価な食品を活用するなど、財源確保と献立の工夫との両輪で対策を講じているところであります。学校給食は子供たちの心身の健全な発育を促す重要な役割を担っております。今

後も栄養バランスや量を維持できるよう、継続的に対策を講じながら学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、ふるさと納税の取組について伺います。

この質問の中では、ふるさと納税の成果、効果、あるいは教訓とか今後の取組の展開について伺っているわけですが、その中で、成果ですね、実績の成果についてまず伺います。

町のふるさと納税のホームページというのがあるんですけどもそこを開くと、そこに利府町のふるさと納税の収入金額の実績が16年間の分が一覧で掲載されているわけですけども、この表の税収額とか、あと寄附した人数の各年度の数値を見ると、町のふるさと納税の増加ぶりというのはなかなか華々しいものがありまして、質問通告の中では令和2年度から激増していると言いましたけれども、このホームページの一覧表を見ると、この推移を見ると平成29年からこの金額、あるいは申込み人数ともに急増しているんですね。平成28年のふるさと納税の町が受け付けた件数というのは8件だけだったんです。それから金額として136万円だったものが次の年の平成29年には件数が175件、それから金額も2,800万ということで、件数にして10倍ぐらいになるのかな、件数もその金額も相当増えている。率にしてね、件数で21倍、金額も20倍という急激な伸びをしております。それ以降は件数も金額もとんとん拍子に右肩上がりに増え続けているわけですけども、納税額、税収額というのは平成30年、町長が就任した年が6,400万。その次の年から1年ずつ9,000万、2億、3億、4億、7億、そして去年、令和6年度でもう7億円ということで増加の一途をたどっているわけです。

この流れが利府町のふるさと納税の推移の実態なんですけども、平成29年を境にふるさと納税が急激に増加しているわけですけども、町長もですね、町長が就任したのが平成30年だったような気がするんですけども、町長もこのふるさと納税にかなり、説明ありましたけれども、いろいろ取組を強めたおかげで平成30年以降も相当金額が大きく伸びているわけですけども、そういう点で言うと、この平成29年の時点で急激に金額が20倍に、件数も21倍に増えたということになっているわけですけども、この時点で町のこのふるさと納税事業に対する考え方というか、この関わり方に大きな変更があったのかどうか、その辺について町としてはこういったような検証されているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答え申し上げます。

土村議員さん御指摘のとおり、令和元年度、2年度あたりから急激に伸びております。町長答弁したとおり、町長就任以降、力を入れてきている事業でございまして、ポータルサイトが令和元年度1件だったものを、令和2年度からは2ポータルサイト、そして令和3年度には5ポータルサイトと購入できるサイトを増やしていったこと。それから紙面による、当時は新聞広告ですけれども、関東地方の新聞のほうに広告を大きく掲載し、そちらのほうで大きく宣伝効果があり、寄附者が増えたと分析しております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町のふるさと納税のその成果についてと、あわせて、このふるさと納税の成果のもう一つの点としては、この地域経済の活性化にも貢献しているのではないかなというふうに私は思うんです。答弁では、ふるさと納税が増加した理由としては、ポータルサイトを増やしたり広告あるいは返礼品もかなり増やしてきているわけなんですけれども、そういう取組が大きかったということで、歳入が増えてきたという御説明が今ありましたけれども、そういう点で、町へのこの税収の効果というのは大きな財源確保としての、大きな貢献されているというふうに思います。確かに町の歳入が大きく増加したということは、様々な施策を行えることになったという点では大きな成果であるなというふうに思うんですけれども、それとともに、地域経済の活性化にもつながっているというふうに私は思うんですけれども、町としてはこの点についてどういうふうに捉えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） ふるさと応援寄附金の返礼品、こちらも先ほど答弁漏れましたけれども、返礼品も大分地元の産品を増やしてきているところでございます。そういったことから地元の企業様にも御協力いただきまして、新たな商品開発などを行ってきておりまして、現在、約地元で55社ほどの提供をいただいております。そういった企業の皆様の支援があって寄附も成り立っておりますし、企業のほうでも寄附を頂いて3割分が商品の価格となっておりますので、潤っているような状況と捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この地域経済の活性化についてですけれども、今部長がおっしゃったように、地元の業者に対するこの返戻金を委託することによって、大きな地元企業にとって貢献がされているというふうに思うんですけれども、このふるさと納税というのは100万ふるさと納

税頂ければ、そのうちの3割、30万は返礼品に使うと。残りの2割はいろいろポータルサイトとか、いろんな諸経費を使う。その半分が町の税収になるわけですが、そういう点で言うと町も税収が潤うわけですが、やっぱり業者のこの売上げにつながるということで非常に大事な取組だなというふうに思うんです。それで、返礼品というのが必ず必要になるわけですが、それを請け負うのは地元企業だという条件がこれつけられているわけなので、地元企業にふるさと納税が増えれば増えるほど仕事も回るということになるので、本当に地域経済の活性化にも大きな成果があるというふうに思います。

例えば、令和元年から6年までの6年間の利府町へのふるさと納税の歳入の合計というのは、さっきの表を足し算すると24億円、6年間で24億円になるわけです。つまり、その3割が返礼品の購入ということに使われるわけですから掛け算すれば、0.3掛けると約7億2,000万円が返礼品を納める地元企業の売上げにつながるということになります。ですから、この7.3億円が地域経済の活性化でもって、それがひいてはその返礼品を請け負った企業が利益を生み出すということにもつながると思います。そうなれば町の税収の増加ということにもなってくると思いますが、そういう点でこの地域経済活性化に向けた取組という点で言うと、このふるさと納税というのは非常に貴重な事業だというふうに思うんですが、今、返礼品の請負業者がかなり増えてきて55社になったのかな。今後、この地元経済の活性化に向けた取組として返礼品、あるいはそのほかのいろんな取組もあるんだと思いますけれど、その辺について業者が潤うような仕組みをどういうふうな考え方を持って臨んでいくのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

地元の企業の利益というか、新たな返礼品の商品開発もいろいろ挑戦してきておるところでございますが、なかなか物の提供、返礼品の提供が進まない状況もあります。現在、令和、今年の予算審査特別委員会でも御質問ありましたが、補助金の制度を創設して新たな新商品を開発する場合は町のほうで助成したり、それから新たに売上げというか返礼品として出ていく商品が好調な、例えば生産ラインを増やすようなものについて補助制度を構築するというようなことを考えております。いずれも全て企業支援にもつながりますし、地域経済の活性化につながるものと捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） ふるさと納税の今、成果を伺いましたが、あと、この質問の中で

は評価についても少し聞いているわけですが、その点について伺います。

ふるさと納税の採算としては、この令和に入ってからでもいいんですけれども、どういうふうな形で把握をしているのかということについて、採算というのは収支ね、ふるさと納税の収支ね。収支というのは、さっき言った100万入ったけれども、そのうち3割は返礼品で2割はいろいろな諸経費にかかるということで、残りが5割、町の歳入になるということなんですけれども、それに合わせてふるさと納税を利府の町民がした場合、ほかの自治体にね、ほかの自治体にしかできませんけれども、した場合には利府町の住民税を削減する、削減っていうのかな、減らすということで、入った収入、ふるさと納税からそれを差引かなくちゃいけないというふうに考え方としてあるわけですが、そういった点で、ふるさと納税の収入額の総額から返礼品の費用、あるいはさとふるとか、ふるさと納税の応援企業、業者への経費の支払い、そのほかふるさと納税関係の担当者の人件費とか、あるいはいろいろな諸経費がありますけれども、そしてさらにそこから今言ったように利府町民が他の自治体に対して行ったふるさと納税をした分、利府の町民税が減るわけですが、そういったものをもろもろ差し引くと、実際にはどれだけの損益というか、黒字として残っているのか、その辺については町として把握しているのかどうか、その辺伺います。特に決算書では返礼品の金額とか、あと何だ、サイト業者の委託料とか、あと人件費とか出るんですが、住民税が減税した分、その分というのはちょっと分からないので、その辺について町としてどういうふうな把握をしているのか伺います。例えば、令和5年、6年は7億円の町のふるさと納税の収入があったんですが、その辺からすると、どれだけ町の町民が今度逆にね、ほかの地域の自治体のふるさと納税を活用しているのか、なるべくこれは少なくしたほうがいいと思うんですが、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

初めに、ちょっと整理を行いますけれども総務省の通知により、ふるさと納税制度経費につきましては50%以内、そして先ほど50%の中には事務費関係、そういったものが含まれるとなっております。それから返礼品は30%以下とすることになってございます。ですので、予算書、決算書をホームページでも公開してございますけれども、頂いたお金の2分の1が町の収入になっているという。3億円頂いた場合だと1.5億円を基金に積んで、翌年に繰り入れて使っているということで、町民の方々に還元できていると思います。税收につきましては、町民生活部

長のほうから。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

ふるさと納税の利府町の町民が他の自治体へ行った金額と、あとその控除額ですね、なった分につきましては、寄附額として令和6年度数字で捉えているのが7,100、約7,200万程度です。そこで控除額減収分になった部分につきましては約4,100万になっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、部長の説明だと7,200万が町民税の税額控除して、そして7,200万じゃなくて4,100万が、そうすると7,200万ではなくて4,100万がこの入った金額からの差し引くというふうに考えてよろしいですか。ちょっと分かりづらいな。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

利府の町民が他の自治体へ寄附をして、利府の町民税の減収分につきましては約4,200万となっております。

○議長（鈴木忠美君） 次、続いて経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） それから、今、減収の話ですけれども、減収した分の額につきましては普通交付税のほうで措置されているということで、約75%が基準財政収入額として措置されておりまして、75%が入ってくるわけではございませんが、きちんと国のほうで制度設計しておりまして、交付税のほうで措置されているという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、今後の事業展開についても聞きたいと思いますが、一つは、その答弁では今後の取組については返礼品の拡大をはじめ、いろいろな取組をしながら寄附者の拡大を図るということでありましたけれども、寄附者の拡大によるふるさと納税の歳入額の数値目標のようなものについては、町としてどのような検討を立てているのか、その辺について、立てていないのかもしれないけれど、その辺について伺いたいと思います。というのは、総務省の令和6年度、去年の令和6年度の宮城県のふるさと納税のランキングの一覧表があるんです、皆さん知っている方もいると思います、見た方もいるかも分かりませんが、利府町は県内で

も、県内35市町村かな、そのうち上から、上のほうなんです。質問通告でも言いましたけれども、7位の収入額、7億円が7位になっています。このランキングで言うと、宮城県で一番ふるさと納税を受けているのは気仙沼市なんです。気仙沼市で年間90億円、税収があります、ふるさと納税。町で言えば、町の一番多いのが大河原町で30億円という形で大きな税額を集めている自治体があります。そこを目指す必要があるかどうかはちょっと微妙なんですけれども、町で言えば、大河原町が30億円で1位、2位が柴田町なんです、7億5,000万、3位が利府町ということで7億2,000万ですが、そういう点で利府町としてはもちろんより多くの収入があればいいというふうにはもちろん思いますけれども、町として今後の、来年以降、今年も含めてか、今年度も含めて納税のこの収入の推移ですね、これをどういうふうな形で想定されているのか、そういうのがあれば見解を伺いたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 何かすごく土村さんと今日は共有できることがあるなと思って、すごくうれしく思っております。ふるさと納税制度に御賛同いただきありがとうございます。これは、私はいつもこれはいろんな人に言わせていただくのは、目指せ30億ということをお話しています。というのは、今、土村さんがおっしゃったように半分は地域、またはポータルサイトに行きますので、約15億というと毎月1億円ということで、毎月1億円子供たちのために、または福祉のために使える、自由に使えるお金が私たちの手元に残るということであれば、物すごくこれは財政的に理想なんじゃないかなという思いで、いろんなところでまずは30億頑張ろうという話をしています。それは決して大河原さんとか、柴田さんがその額であるからということではないんですけれども。ちなみに、土村さんは素晴らしいと思って聞いていたんですけれども、地域企業への貢献ということは本当にふるさと納税、物すごく役に立っております。ほかの地域と私たちの地域が違うのは、ほかの地域は、ほぼその地域にある電化製品がそのまま納税者に、寄附者に行くという。それに対して私たちは、地元企業と一緒に頑張って返礼品を開発をして、町オリジナルのものを出しているという自負を持って地域経済に貢献をしていると思っております。なので、ぜひ土村議員におかれましては、もっと資料を、執行部の資料をたいていただいて、もっとやれと、もっとやれと言っていただければ、なお幸いです。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） なかなか質問しづらくなったな。このふるさと納税に、いろいろな問題点があるっていうのは私は分かっています、もちろん。去年の河北新報にもありましたよね、

何かカタログショッピングやっているんじゃないかねえよ、自治体はっていう形で批判的な社説もありましたけれども、問題点も数多くあるわけですけども、あるいは、東京の中心部の自治体とかだと控除額ばかり多くて、自分のところでふるさと納税を集めていないからマイナスが多くて、何だっけ、世田谷区だっけか、何十億円もマイナスになっているということで、その大都会のほうの自治体はこの制度にすごく反対しているっていうのも分かっているわけですが、そういったように問題点多いわけですけども、ただそれは利府町が悪いわけではないんで、こういう制度は国がつくったわけで、活用して結果的に利府町としては7億円だけど3億とか4億とかの財政が潤うわけですから、それを使って、次の質問項目にありますけれども、できれば給食費の無償化に少しでもつなげていきたいなと思ってはいるわけですけども。だから評価しているのかなって部分もあるわけですけども、そういうことで、この取組についてはいろいろ問題点はあるけれども、町としては控除額が多いわけではないんで、入ってくるほうがかなり収入が多いんで、しっかり担当者を先頭に頑張っていただきたいなというふうに思っていますけれども。

そういう中で、ひとつ予算、今後の取組について予算計上するときにはちょっと気をつけてほしいなというふうに思っているわけです。というのは、今、このふるさと納税の活用というのは2008年から始まったのかな、もう20年近く経過して、利用している総額が1兆1,000億円ということで莫大な金額がこのふるさと納税に利用されているわけですね。ですから、このふるさと納税に力を入れてくる自治体もかなり今増えてきているわけですね。ふるさと納税の、言ってみれば争奪戦が今からさらに激化するというふうにも思われるわけです。その影響もあって、利府町の令和6年度のふるさと納税がその収入見込額を下回ったという大きな要因というふうには、この間の補正予算の質疑の中で町も答弁されていましたが、そういう激戦になりつつふるさと納税状況の中で、町の今後の取組としては、ふるさと納税の今後の取組としては返礼品の開拓などに力を入れてふるさと納税の獲得を図っていくということでもあります。ここをどういうふうに今後進めていくかということが鍵なんですけれども、去年の予算の討論の中でちょっと触れましたけれども、ふるさと納税の予算額はやっぱり前年度程度、実績程度にとどめておいて、収入が不確定なこの寄附金にあまり頼らずに、堅実な財源を基本に事業の執行をすべきだということは私、反対討論の中で言いました。

ただ、このふるさと納税の利府町のこの歳入に占める、今まで言いましたけれども、歳入に占める割合とか金額を見れば、実際にかかなり大きな貢献をしているということは私も認めてい

ますし、本当に貴重な財源になっているというのは確かだというふうに思います。そういう意味で、答弁にあるように町は今後の施策の実施の中で、ふるさと納税額の増額に向けて頑張るということで、その取組は功を奏して大きく増収につながるということを期待はしております。

ただ、それを踏まえつつ、この予算計上、今、7年度はもう終わりましたけれども、8年度の予算計上の、8年度以降については歳入の見込みについては堅実かつやっぱり合理的な額を算定をして慎重に計上すべきかなというふうに思います。

ただ、期待としてはこの令和6年のように減額補正をするのではなくて、今年度は、令和7年度はぜひ増額補正になるように、当局の奮闘を見守っていきいたいなというふうに思いますけれども、そういった点でこの予算計上の方法についての考え方について伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 予算計上の方法につきましては、議員さんおっしゃるとおり、前年度の決算額、それから最新の経済情勢、社会情勢、返礼品の状況などなど、いろいろ総合的に判断しています。また、制度が様々これまでの経緯で変更してきている経緯もございます。今年度につきましては、9月末でポイント制度による購入が廃止ということで、そこで大きくふるさと納税の利用者が増える見込みがあります。そういったことも踏まえながら、過剰にならないように予算計上は適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） すみません。本当に土村さん、今日もう何かすごく私もうれしくて、ちょっと思わず手を挙げてしまったんですけれども、本当に土村さんおっしゃるように、慎重にというのはそのとおりだと思うんですけれども、ただ、土村さん御案内のとおり、今ふるさと納税市場というのは物すごく増えて拡大です。右肩上がりです。それはなぜかというと、土村議員御案内のとおり、今、日本人の持つ個人金融資産が2,300兆円あります。2,300兆円ですよ。国と地方の借金が1,000兆円と言われている中で、個人が持つ、家計が持つ個人金融資産が2,300兆円以上です。これが、この中でふるさと納税で動いている市場は何とたった9,000億です。なので、これから1兆円の大台に乗ると思いますし、もっともっと動いていくと思います。そして、その時代の動向によって返礼品が好まれるというのも、その時々によって変わります。コロナのときはトイレットペーパーなどの日用品、今はもちろんお米です。そういった中で返礼品をどれだけ時代に合わせてつくっていくのか、ふるさとの応援をしていただけるように開発をしていくのかということを、これは私たちは知恵を出しながら市場動向

を見て、または国の動向、県の動向を見ながら組み立てていかなければならないということでもありますので、ぜひ土村さん、何度も申し上げますがお尻をたたいていただければと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 尻をたたくって言うより、一緒にいろいろ検討していきたいなというふうに思います。

令和8年度、今年度か、今年度以降の増額対策について、そういった取組については、私としては評価をしつつ、やはり今言ったように予算計上については堅実に計上するということで、そのバランスを取りながらしっかり取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

次は、（2）の配分額です。ふるさと納税の活用についての配分額について、一つ聞いておきたいなというふうに思います。

使い道については、寄附者の使い道についての希望がありますよね。それを尊重して寄附額の割合に応じた配分をしていろいろ決めていくということが答弁だったわけですがけれども、実際には、あまりこの寄附者の使い道についての希望を無視をなさいとは言いませんけれども、実際には、ふるさと納税を申し込んだ人のアンケートというのを総務省の外郭団体がやったんだけど、ふるさと納税を申し込んだ理由としては、やっぱり返礼品なんですね。返礼品が魅力的だと。それからコスパがいいとか、あるいはポイントがあるとか、そういった返礼品を基に寄附する自治体を選んだのが90%なんですね。その自治体を応援したい、あるいはその自治体と関係があるというのは、僅か8%しかないんです。そういう形で寄附した人の大きな要因というのは、やっぱり返礼品のよしあしで決めているということだというふうにアンケートの結果には出ているわけです。

それで、寄附する人はそのサイトの返礼品を選んで寄附が全て完了するので、ポータルサイトを選ぶわけです。そしてそこでいろいろ手続をすれば決まってしまうわけです。その自治体がどういうことをやって、どういうもので要望しているのかっていうのはあまり書いていないし、ポータルサイトのホームページには実績とかも書いていないんです。だから、あまりその成果とか、実績とか、使い道についてあまり気にしていないのかなというふうに思うんです。ですから、町としてはその寄附者の希望に沿って配当すると。それはそれで尊重する必要もあるかなと思いますけれども、尊重しつつ町がしっかり判断をして、何が必要かということを含

理的に考え、そして最優先の町の課題をしっかりと活用するほうがいいというふうに思うんですけれども、特に子育て支援の事業に対して、昨日かな、議会に町長が御挨拶に来たときに、議会始まる朝ですね。そのときに利府町の出生率は全国より上だし、宮城県でも、より上だということ、やっぱり子育て支援に力を入れたのがこういう形で出生率の増加につながっているということで、もう町長の認識ですから、そういった点でこのふるさと納税で集まった重要な基金っていうのはやっぱり子育て支援事業を最優先に、緊急に活用すべきだなというふうに思います。

そのほかにも、やっぱり農業も今大事な課題であります。だから農業、漁業の振興、あるいは環境問題です、それからいろいろ質疑がありましたけれども公共交通、そういったものへの支出ということで、町の優先課題を最優先にして使い道を決めていけばいいなというふうに思うんですけれども、その辺についての町の考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 議員さんおっしゃるとおりでございます、町としましては基金に一度積み立てまして、それを繰り入れて充当しております。先ほどおっしゃられたとおり、子供関係だったり、7つの項目で寄附の方々から使い道をいただいているところで、それに見合った形で令和7年度ですと、外国語指導助手1人追加した事業や、十符っ子スクールプランだったり、それから様々な単独事業、町のですね、国や県の補助事業の裏には充てられないということもありますので、町の独自の単独事業、そして総合計画に基づくような事業に優先的に充当しているという状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） （3）の企業版ふるさと納税の留意点についてでございます。

答弁では、優遇措置など行っておらずということで、心配なくていいよというような答弁でありましたけれども、やはり総務省がこういうことをわざわざ表明していると、留意事項という形で表明しているわけです、寄附企業への経済的利益の供与の禁止ということで掲げているということでは、そういうおそれが可能性としてあるということだし、実際に福島、皆さん御存じだと思いますけれど福島県の国見町で、親会社が子会社を使ってふるさと納税を国見町に払った4億円を全部、子会社に仕事をやらせたというような事例もありますので、要するに親会社が払ったのを子会社のほうに還流させるというような、したたかな考えを持っている企業もあるわけで、そのほかにもやっぱりプロポーザル方式での入札とか、あるいは任意の入札

制度に関わってくると、随意契約だ、随意契約に関わってくるといこともしっかり慎重に、しっかり点検をする、チェックしておかないと、こういうおそれ起きる可能性もありますので、その点についてそういう点検とかチェックとかっていうのをしっかりやっていくことについては、町としてどういうふうに取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

議員さん御質問のとおりですが、国見のパターンであれば、親会社が町に寄附をして9割の減免を受けた上で使途を決めてありますので、それによって子会社しか取れない仕様書をつくって物品を発注したと。これにつきましては合理的な理由を持たない状況で、特定にしか受注できない仕様書をつくったという。それはもうこの寄附者に限らず、地方自治法で定める契約に触れるものであって、特段町としては経済的利益や便宜の供与を防ぐ策は持っておりませんが、そもそもそれを公務員としてすべきではないというものでございますので、あと2番目のプロポーザルに関しましては、プロポーザルの提案をしていただく時点で、会社名等は一切公表しておりませんので、それが寄附者としてうちのほうがプロポーザルの評価をしていくというところには当たりませんので、そういった部分でも、この便宜強要とか特定人を限定させるような入札の執行には至っていないというふうに感じております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ、あと最後です。2分しかないからね。

給食の問題ですけれども、物価高騰については教育委員会としていろいろ苦勞しながら、いろんな対策を取っているということで、これは認めていきたいなというふうに思います。

最後に、給食の無償化についてですけれども、答弁では国の動向を注視して無償化の対象拡大に向けて準備を進めていくということでもあります。国の動向っていうのは、町長先ほど言いましたけれども、2026年度に小学校無償化するような動きがあるというお話でしたけれども、いろいろ新聞とか資料を見ると、確かに政府与党と維新で今年の2月に、2026年度以降ですよ、以降を小学校無償化する、2026年度からやるとは言っていないんです。26年度以降、小学校無償化するという三党合意はしましたけれども、今、具体的には進んでいません。いろんな課題が多いということだそうです。そういう状況ですので、やっぱりこれは町独自で進めることも必要かなというふうに思います。子供の数を見れば、利府町の今1年生、昨日も議論ありましたが、少なくとも、1年生から5年生まで割と少なくなっている状況だとい

うこともありますし、そういった点でふるさと納税を活用すれば対応できるのではないかなと。恐らく1学年1,500万ぐらい、1,000万から1,500万ならできるのかなと思いますけれども、全部合わせても6,000万か7,000万かなというふうにちょっとと思いますけれども、取りあえず2年間町が負担をして、あとはさすがに2年以降、2年経てば国もこの申し送りどおり無料化の実施が始まるかなというふうに思いますけれども、町としてはそういうことも含めて、来年度以降からの給食費無償化について検討する必要があるというふうに思います。来年の予算編成というのは、7月、8月から始まると思いますし、そういった点で来年の拡大実施に向けた検討をするのが今年の後半かなというふうに思います。来年の1月には町長選挙もありますので、公約をずっと守ってきて無償化も進めてきていますので、そういう点で期待をしながら、できれば町長の見解も聞きたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

ふるさと納税頑張れという言葉をいただきましたので、現在、実施しております小学校6年生から1年生までの拡大に当たっても、町長答弁にもありましたとおり、市街化編入という部分での恒久的な財源の見通し、あとはもちろんふるさと納税で積み上げてきたものというものがございます。議員さん御心配のとおり、ふるさと納税に頼らずという部分も一方ではあるかと思いますが、引き続き、納税の拡大、安定財源の確保、それでもし今回お答えしたのは検討していきますでなくて、取組に向けていきますというような表現を使っておりますが、財源が確保され次第、すぐ取り組めるような状態で臨んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。（「はい、ありがとうございました、終わります」の声あり）

以上で、8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日6月12日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、6月12日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は6月13日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年6月11日

議 長

署名議員

署名議員